

第8回線引き見直しについて

1 線引き見直しとは

線引き見直しとは、おおむね 10 年後の将来人口予測や産業等の見通しに基づき、神奈川県が定める「**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）**」や「**区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）**」などの都市計画を見直すものです。昭和 45 年に当初の線引きが行われてから、これまでに 7 回の見直しが実施されています（第 7 回線引き見直しは平成 28 年に実施）。

- ◇ 現在は、「かながわ都市マスタープラン(令和 3 年 3 月神奈川県策定)」や「令和 2 年度都市計画基礎調査」を踏まえ、神奈川県及び県内市町において、**第 8 回線引き見直し**の取組が進められています。
- ◇ 本市では、令和 3 年 3 月に策定した「厚木市都市計画マスタープラン」や「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」等を踏まえて、「**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**」等の見直しを行いました。
そして、神奈川県や関係機関との調整を経て、各案件の変更案（市の案）を作成しましたので、お知らせいたします。
今後は、都市計画法に基づく各案件の変更手続を進めてまいります。

2 見直しの対象となる都市計画の案件

厚木都市計画区域（厚木市全域）においては、神奈川県が次の 4 つの都市計画を定めます。

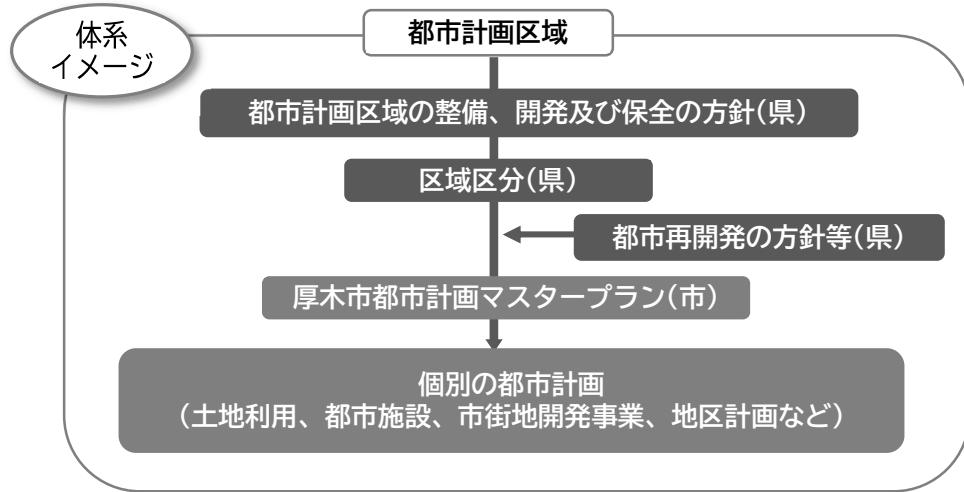
- (1) **都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）**
都市計画区域（厚木市域）における都市計画の基本的な方向性を示すもので、都市計画の目標や方針などを定めます。
本方針に即して個別の都市計画を定めることとなります。

- (2) **区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）**
無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めるものです。

- (3) **都市再開発の方針**
市街地における再開発の目標や土地の高度利用に関する方針などを定めるものです。

(4) 住宅市街地の開発整備の方針

実現すべき住宅市街地の在り方、住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保に係る目標などを定めるものです。



3 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分 の変更案

◇目標年次 令和 17 年

◇第1章 神奈川の都市計画の方針（県作成）

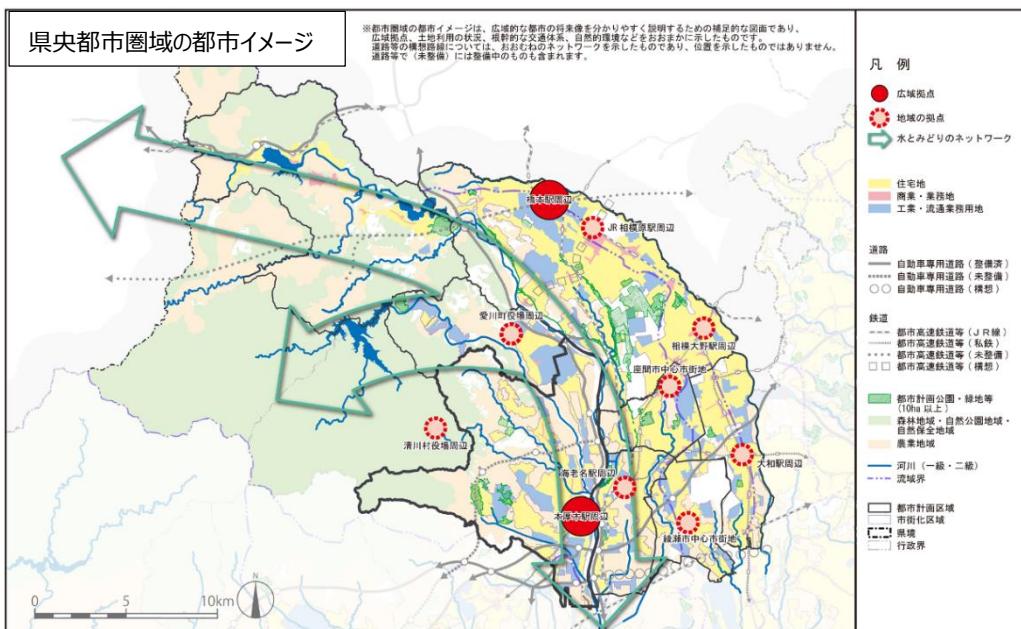
▶ 資料 2

① 県全域における基本方針

- ・集約型都市構造の実現に向けた都市づくり
- ・災害からいのちと暮らしを守る都市づくり
- ・地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくり
- ・循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり
- ・広域的な視点を踏まえた都市づくり

② 県央都市圏域における基本方針

- ・森や川と共生し、うるおいと活力あふれる都市づくり
- ・広域拠点 本厚木駅周辺、橋本駅周辺



◇第2章 厚木都市計画区域の都市計画の方針

①都市計画区域の都市づくりの目標（資料2：12ページ）

地域特性をいかしたコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを進めるため、次の目標を設定します。

- ・誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる“人にやさしい都市”
- ・誰もが安心して安全に暮らせる“災害に強い都市”
- ・豊かな自然と調和した“環境にやさしい都市”
- ・産業の成長や活性化を支える“にぎわいと活力ある都市”
- ・県央の広域拠点都市として“ヒトやモノが活発に交流する都市”

②新市街地ゾーン（13ページ）

次の地区については、高規格幹線道路等のインターチェンジに近接するなどの広域的な道路ネットワークの優位性をいかし、産業系の市街地を形成するため必要な土地利用の検討を行う「新市街地ゾーン」に位置付けます。

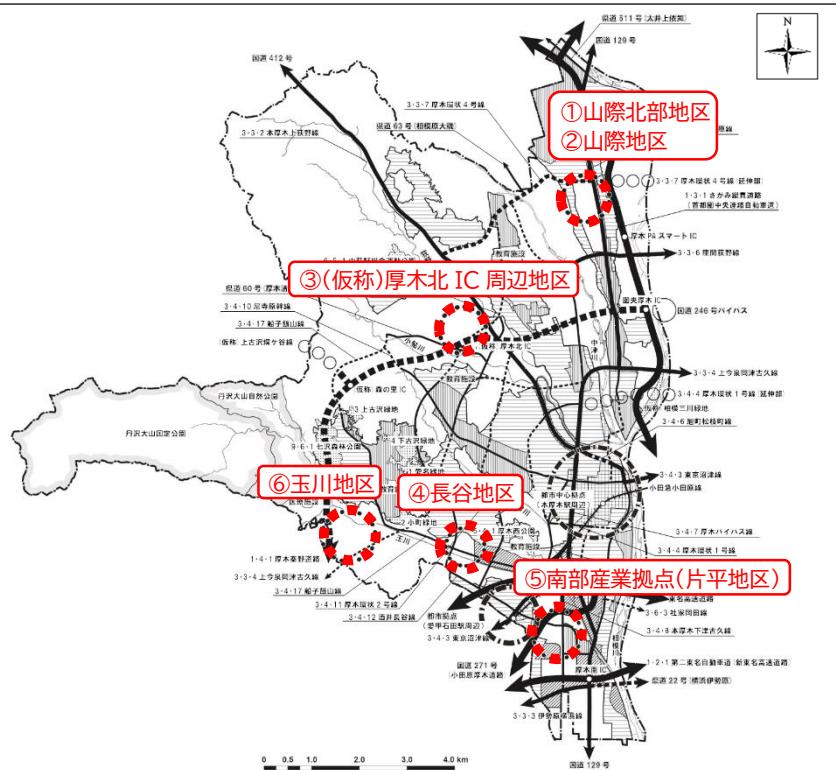
- ①山際北部地区 ②山際地区 ③(仮称)厚木北インターチェンジ周辺地区
④長谷地区 ⑤南部産業拠点(片平地区) ⑥玉川地区

また、①～⑥の各地区の市街化調整区域の一部を、市街化区域への編入を保留する「保留区域（一般保留フレーム）」として設定し、今後、工業地として計画的な市街地整備の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行った上で、市街化区域へ編入することとして、方針に位置付けます。

(20ページ)

方針附図(資料5-2)

凡 例	
-----	都市計画区域
———	市街化区域
+++++	都市高速鉄道等(私鉄)
~~~~~	河川
————	自動車専用道路(整備済)
—————	自動車専用道路(未整備)
○○○	自動車専用道路(構想)
———	主要幹線道路(整備済)
-----	主要幹線道路(未整備)
———	幹線道路(整備済)
-----	幹線道路(未整備)
○○○○	主要幹線道路・幹線道路(構想)
■■■	商業・業務地
■■■	住宅地
■■■■■	工業地
■■■■■	流通業務地
■■■■■	公園緑地等
■■■■■	自然公園
△△△	大規模施設
●●●	新市街地ゾーン
○○○	集約拠点



### ③そのほかの主な追加・変更箇所

#### (1) 土地利用

- ・誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実（資料2：16ページ）
- ・地方創生の観点から、豊かな自然や景観などの地域の様々な個性や魅力をいかした地域の活性化に資するまちづくり（16ページ）
- ・脱炭素や生物多様性の保全など環境負荷の低減に配慮（16ページ）

#### (2) 交通施設

- ・誰もが快適に移動できる交通ネットワークの形成（21ページ）
- ・歩行者や自転車等が安心して安全に移動できる道路空間の確保（21ページ）
- ・本厚木駅周辺における交通広場の配置（22ページ）
- ・大型貨物車両の路上駐車対策として、駐車・休憩等に係る施設の計画の具体化（22ページ）

#### (3) 下水道及び河川

- ・関係者が協働し流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組（23ページ）

#### (4) 市街地開発事業

- ・居心地が良く、歩きたくなる市街地の形成（25ページ）

#### (5) 自然的環境の整備又は保全

- ・スポーツ・レクリエーション施設について計画の具体化（27ページ）

#### (6) 都市防災

- ・大規模な災害への備えとして、復興まちづくりの事前の準備を推進（30、31ページ）
- ・無電柱化の推進（30ページ）
- ・ハード、ソフト施策の両面による土砂災害対策（31ページ）
- ・流域治水への転換、居住の緩やかな誘導等による浸水対策（31ページ）など

## 4 区域区分(事務的な変更)の変更案

▶ 資料3

森の里東地区において、土地区画整理事業の進捗に伴う区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）の境界を変更します。また、関連案件として、用途地域（工業地域）、地区計画及び下水道（公共下水道の排水区域）の境界をあわせて変更します。



## 5 都市再開発の方針 の変更案

・資料 4、5

### (1) 基本方針（概要）

- ・地域特性をいかしたコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを進めるため、本厚木駅周辺の都市中心拠点及び愛甲石田駅周辺の都市拠点などにおいて、商業・業務等の都市機能の集積を図るとともに、居住環境の充実を図る。

### (2) 一号市街地

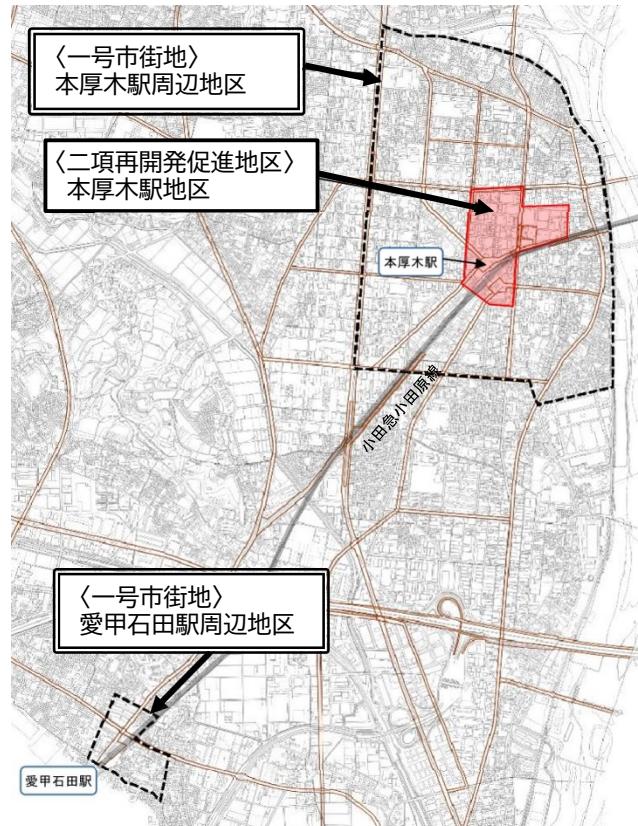
(計画的な再開発が必要な市街地)

- ①本厚木駅周辺地区(約 190ha)
- ②愛甲石田駅周辺地区 (約 11ha)

### (3) 二項再開発促進地区

(特に一体的かつ総合的に市街地の  
再開発を促進すべき相当規模の地区)

- ①本厚木駅地区 (約 20ha)



## 6 住宅市街地の開発整備の方針 の変更案

・資料 6

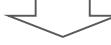
### (1) 住宅市街地の開発整備の目標（概要）

誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる“人にやさしい都市”を目指し、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを推進することにより、自然環境と調和した質の高い住宅市街地の形成を図る。

### (2) 良好的な住宅市街地の整備又は開発の方針（概要）

- ・総合的、計画的な住環境の改善・保全
- ・居住機能の緩やかな誘導と生活利便性の維持・向上の取組  
　住まいの安全性の向上や空き家の管理適正化等
- ・豊かなコミュニティの維持・向上 など

## 7 第8回線引き見直しに関するスケジュール

令和3年度	「第8回線引き見直しに向けた検討会」からの提言（県）
令和4年度	「第8回線引き見直しにおける基本的基準」策定（県）
令和5年度	神奈川県都市計画課によるヒアリング（R5.3月～10月） 厚木市都市計画審議会（12月5日） 報告 関係機関との調整  市の案を作成
令和6年度 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚木市都市計画審議会(5/14) 諒問・答申</li> <li>・厚木市議会定例全員協議会(5/21)</li> <li>《都市計画の変更に向けた手続》               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の案を県へ申し出（6/3締切）</li> <li>・県素案の決定・閲覧</li> <li>・公聴会</li> <li>・国との事前協議 など</li> </ul> </li> </ul>
令和7年度 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画案の縦覧</li> <li>・厚木市都市計画審議会</li> <li>・神奈川県都市計画審議会</li> <li>・国との法定協議</li> <li>・<b>都市計画の変更の告示</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の確定</li> <li>・一般保留フレームの設定</li> </ul> <p>※この時点では市街化調整区域のまま</p> </li> </ul>
令和8年度 以降 (～令和17 年度頃まで) (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般保留フレームに設定した地区の 計画的な市街地整備の実施に向けた検討・調整               農林漁業との調整等を行った上で、都市計画法に基づく手続を経て、市街化区域へ編入         </li> </ul>

※ 線引き見直しにおける都市計画の案件は、県が決定するため、市の案を県へ申し出た後は、

県において手續が進められます。

なお、区域区分の変更に伴う用途地域等の変更は、市において手續を進めます。

(新)

(旧)

資料 2

厚木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和　年　月　日

神　奈　川　県

厚木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成28年11月1日

神　奈　川　県

一序一**■ 都市計画区域マスタープランとは**

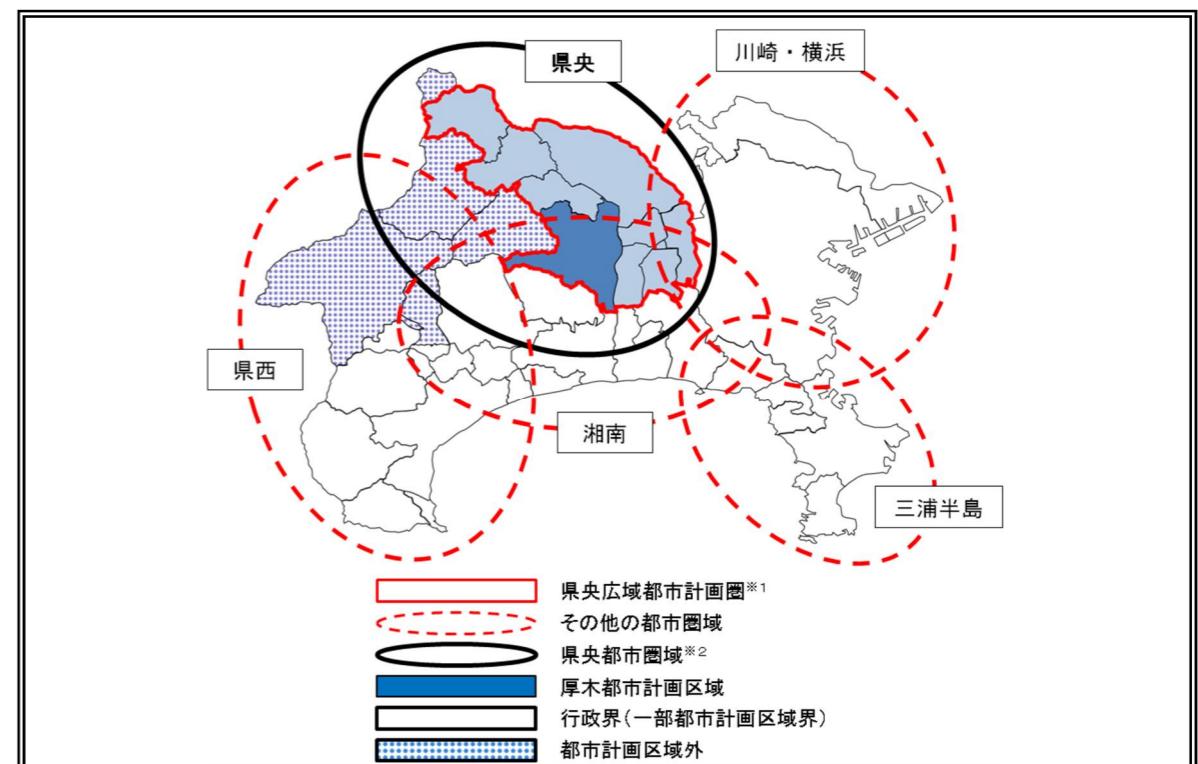
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、広域的な見地から、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものである。

都市計画区域マスタープランは、広域的な土地利用、都市施設等について、将来のおおむねの配置、規模等を示すもので、都市計画区域について定められる個々の都市計画は、都市計画区域マスタープランが示す都市の将来像及びその実現に向けた大きな道筋との間で齟齬がないよう定めることになる。

本県では、清川村を除く 19 市 13 町に 31 の都市計画区域を指定しており、また、土地利用、流域等の自然的条件、通勤・通学や商圏等の生活圏、交通ネットワーク等を踏まえ、複数の都市計画区域からなる 5 つの広域都市計画圏を設定している。

厚木都市計画区域は、厚木市の行政区域を範囲としており、県土の中央北部に位置する県央広域都市計画圏の一部を構成している。

なお、本県における都市計画区域は、おおむね行政区域に等しく定めているが、隣接・近隣する都市計画区域や行政区域等の広域的な課題に対応するため、第1章では、都市計画区域外を含む県全域を 5 つに分割した各都市圏域の都市づくりの方針等を定め、第2章では、各都市計画区域における方針等を定めている。



※1 県央広域都市計画圏は、6 市 1 町(相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び愛川町)の都市計画区域で構成されている。

※2 県央都市圏域は、6 市 1 町(相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び愛川町)の行政区域で構成されている。

## 第1章 神奈川の都市計画の方針

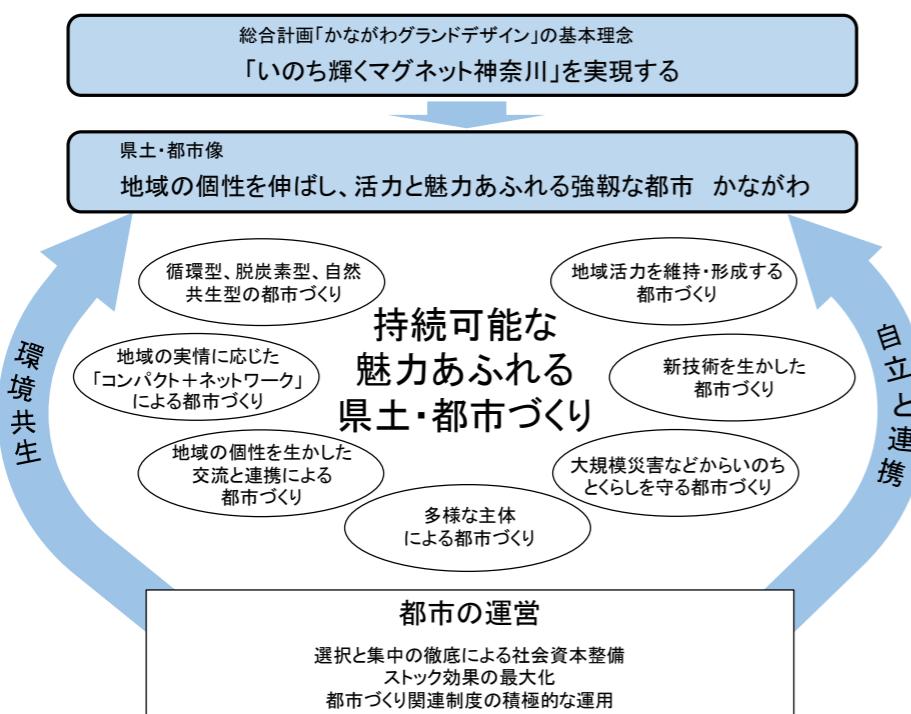
### 1 県全域における基本方針

#### (1) 県土・都市像

将来(2040年代前半)を展望した県土・都市像を「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靭な都市かながわ」とし、県民一人ひとりが生き生きとくらすことのできる活動の場にふさわしい価値・持続性を高めた魅力あふれる機能と空間を備える県土・都市づくりをめざす。

県土・都市像の実現に当たっては、「環境共生」と「自立と連携」の2つの県土・都市づくりの方向性を定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的な都市づくりを展開する。

その際、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ(多様性)」、「レジリエンス(強靭性)」といった観点を重視しつつ、民間活力の活用、特区制度*との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進める。また、地域の個性を生かし、選択と集中の徹底による社会資本整備、ストック効果の最大化*、都市づくり関連制度の積極的な運用といった“都市を運営する”といった観点から進めることで、次の世代に引き継げる持続可能な魅力あふれる県土・都市づくりを実現する。



* 特区制度：区域を限定して規制の特例措置を認める制度。本県では、国家戦略特区、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区、さがみロボット産業特区の3つの特区が指定されている。また、「スーパー・シティ構想を実現するための「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」が令和2年9月に施行されている。

* ストック効果の最大化：第4次社会資本整備重点計画で示された考え方。ここでは、持続可能な社会資本整備に向けて、集約・再編を含めた既存施設の戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組み)といったマネジメントの徹底、PPP/PFIの積極活用などを指す。

## 第1章 県央都市圏域の都市計画の方針

### 1 県全域における基本方針

#### (1) 都市づくりの基本方向

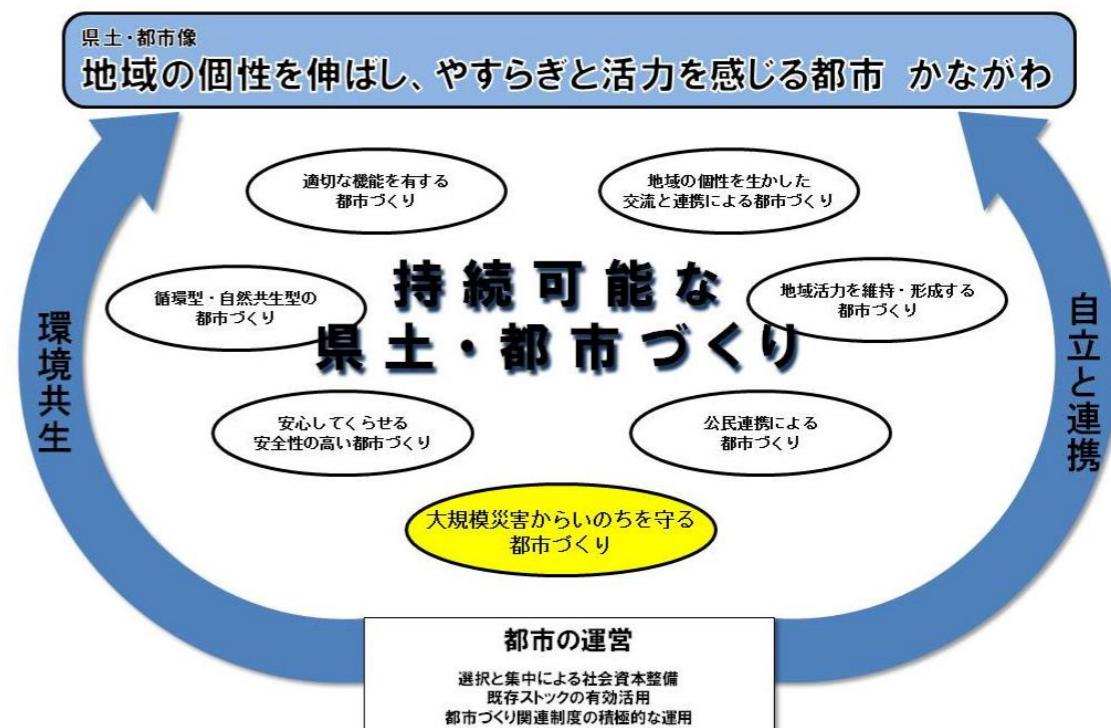
##### ① 県土・都市像

本県は、2025(平成37)年を展望した県土・都市像を『地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市かながわ』とし、県民一人ひとりが生き生きとくらすことのできる活動の場にふさわしい機能と空間を備えた県土・都市づくりを目指す。

県土・都市像の実現にあたっては、「環境共生」と「自立と連携」の2つの県土・都市づくりの方向性を定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的な都市づくりを展開する。

その際、少子高齢化の進行や将来の人口減少社会の到来などに備え、従来の「開発基調・量的拡大」から「質的向上・県土の利用と保全」を重視する方向へと転換し、地域の個性を生かし、社会経済の動向や環境・生活の質の向上に配慮し、選択と集中による社会資本整備、既存ストック*の有効活用、都市づくり関連制度の積極的な運用等の“都市を運営していく”といった観点から進めることで、次の世代に引き継げる持続可能な県土・都市づくりを実現する。

特に、東日本大震災等大規模な災害を踏まえ、これからの都市づくりの新たな課題として、「大規模災害からいのちを守る都市づくり」を加え、防災力と減災力を高める取組を強化する。



* 既存ストック：これまで整備された施設等、現在に蓄積された資源のこと。

## (2) 「環境共生」の方向性

利便性が高く、ぎわいのある都市環境と個性ある豊かな自然的環境がともに存在し、調和している神奈川の魅力を維持・向上させるため、自然や地形などを考慮して水やみどりの適切な保全と活用を図る。

さらに、地域の実情に応じた土地利用と、地域資源や既存ストックを有効活用することにより、神奈川らしさを生かし、環境と共生した安全性の高い県土・都市づくりを進める。

そこで、県土の土地利用状況などを踏まえて3つのゾーン（複合市街地ゾーン、環境調和ゾーン、自然的環境保全ゾーン）と「水とみどりのネットワーク」を設定する。

ゾーンごとに環境共生の方向性を定めることで、それぞれの特性に応じ、都市環境と自然的環境が調和したメリハリのある県土の形成を図る。また、ゾーン間での連携により様々な環境問題への対応を図る。

## (3) 「自立と連携」の方向性

自立と連携による活力と魅力あふれる県土の形成を図るため、県土の骨格をなす地形や人、モノ、情報の集積と流動状況や地域政策圏などを踏まえて、5つの都市圏域を設定し、将来の県土・都市づくりの方向性を共有する。

それぞれの都市圏域では、地域の特性を生かして地域力を高めることで、個性的で自立的な発展を図るとともに、県外や都市圏域相互における人、モノ、情報の円滑な連携を支えるネットワークの充実により、より魅力的で活力ある県土・都市づくりを進める。

そこで、県土・都市づくりの要となる拠点および連携軸を設定し、自立と連携の方向性を定める。

## ② 「環境共生」の方向性

県土の土地利用状況などを踏まえて3つのゾーン（複合市街地ゾーン、環境調和ゾーン及び自然的環境保全ゾーン）と「水とみどりのネットワーク」を設定する。

ゾーンごとに環境共生の方向性を定めることで、それぞれの特性に応じ、都市環境と自然的環境が調和したメリハリのある県土の形成を図る。

## ③ 「自立と連携」の方向性

県土や都市圏域の自立的な発展をリードする拠点を位置づけ、県内外の連携や、自立した地域の機能を支えあう地域間連携を促進するため、連携軸を設定する。

それぞれの都市圏域では、地域の特性を生かして地域力を高めることで、個性的で自立的な発展を図るとともに、県外や都市圏域相互における人、モノ及び情報の円滑な連携を支えるネットワークの充実により、より魅力的で活力ある県土・都市づくりを進める。

(新)

(旧)



**(5) 目標年次**

2035(令和17)年とする。

**(6) 都市計画の目標**

将来の県土・都市像である「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靭な都市 かながわ」の実現に向けて、これまでに整備されてきた既存ストックを賢く使うとともに、AI、IoTなど技術の進展を生かし、脱炭素化にも配慮しながら、地域の個性を磨きつつ地域の実情に応じてコンパクトで安全性が高い都市づくりと交流と連携による活力と魅力あふれる都市づくりを進め、安定・成熟した持続可能な社会とするため、次の目標を掲げて取り組んでいくこととする。

その際、アフターコロナにおける働き方・暮らし方の多様化やデジタル技術の進展などの様々な社会の変化を都市づくりにおいて柔軟に受け止めて対応するとともに、脱炭素、流域治水プロジェクトの取組など県土で共通する広域的な課題についても共有しながら、都市づくりを進める必要がある。

**① 集約型都市構造の実現に向けた都市づくり**

本県では、これまで市街地の無秩序な拡大を防止してきており、市街地の人口密度は比較的高く維持されていることから、直ちに人口減少による都市構造の再編を要する段階ではない。しかしながら、今後さらに進行する少子高齢化や本格化する人口減少社会に備え、長期的な視点に立って、集約すべき拠点の明示や市町による立地適正化計画などにより、引き続き、地域の実情に応じた集約型都市構造化に向けた取組を進める。

集約型都市構造の実現にあたっては、中心市街地を含めた既成市街地の活力維持が必要となっていることから、地域の実情に応じた様々な手法を活用しながら、拠点となる既成市街地の魅力向上を図るとともに、その効果を高めるために拠点間や拠点と周辺地域を結ぶ交通ネットワークの確保を常に意識しながら、脱炭素化にも資するまちづくりを進める。

また、県全体の人口減少の進行が見込まれる中においても、人口や産業の伸びが見込まれる地域等においては、災害ハザードエリアを考慮しながら、集約型都市構造化に寄与する区域に限定して新市街地の創出を図る。

**② 災害からいのちと暮らしを守る都市づくり**

激甚化・頻発化する災害に対応するため、市町による立地適正化計画の策定過程などを通じて災害リスクの評価・分析を行い、集約型都市構造化の取組とあわせて、災害リスクを踏まえたまちづくりを目指すものとする。そのため、都市計画を定めるにあたっては、常に最新の災害ハザード情報を十分に把握しておくことが重要である。

さらに、各法令に基づく行為規制が行われている災害レッドゾーンについては、都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方とし、県民のいのちと暮らしを守るため、防災対策工事や避難体制の整備等のこれまでのハード対策・ソフト対策に加えて、土地利用の面からも防災・減災に取り組む。

**③ 地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくり**

今後、人口減少社会が本格化する中においても、地方創生の観点から、地域の活力を維持・形成していくことが求められていることから、豊かな自然や歴史・文化、景観など地域の様々

**(2) 目標年次**

2025(平成37)年とする。

**(3) 都市計画の目標**

「地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市 かながわ」を実現するため、選択と集中により効率的かつ効果的に都市基盤の充実・強化を図るとともに、総合的なネットワークの充実・強化を図り、自立と連携による活力ある県土の形成を目指す。

また、地形をはじめ、人、モノ及び情報の集積と流動状況や地域政策圏を踏まえた広域都市計画圏を設定し、広域的な課題への対応方針と将来の自立した都市づくりに向けた方針を共有する。

各広域都市計画圏では、地域の特性を生かし、人を引きつける魅力ある都市づくりを進めるとともに、県外や広域都市計画圏相互、拠点相互の人、モノ及び情報の円滑な流れを促す連携軸の整備・機能強化や京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区、さがみロボット産業特区、国家戦略特区といった新たな産業施策等との連携により、にぎわいのある利便性の高い活力ある都市づくりを目指すものとする。

2025(平成37)年を目標年次とする段階は、地域の活力維持を進めている段階にあることから、集約型都市構造^{※1}化の取組としては、具体的な都市計画制限による措置を講じる段階ではなく、まずは、広域的視点に基づく拠点を示し、その方向性を県民に広く知らしめて、都市機能の集約化により着実に進めていくこととする。

また、都市機能の集約化とあわせて、自然的環境と調和したゆとりある土地利用、地域資源や既存ストックの有効活用、再生可能エネルギーの導入による都市の低炭素化等、環境への負荷が少ない、環境と共生した持続可能な都市づくりを関連施策と連携しつつ推進するものとする。

さらに、大規模な地震による家屋等の倒壊や火災、最大クラスの津波による被害、突發的・局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害等の自然災害から、県民のいのちを守るために、災害リスク情報として既に整備されている各種ハザードマップ^{※2}等を今後の都市づくりに活用するとともに、自助・共助の取組と連携し、防災と減災を明確に意識した都市づくりを推進する。

**※1 集約型都市構造：**人口減少や高齢社会に対応するため、人や公共公益施設等の都市構造を利便性の高い、基幹的な公共交通沿い等の地域に集約させた都市構造をいう。

なお、国土交通省は「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すこととし、改正都市再生特別措置法や国土のグランドデザイン2050等にこの考え方を反映している。

**※2 ハザードマップ：**自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害拡大範囲及び被害程度、さらには、避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

な個性や魅力を生かすとともに、ライフスタイルの多様化など社会情勢の変化にも対応した活力ある都市づくりに向けて、都市計画制度を活用しながら柔軟に対応していくものとする。

**④ 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり**

本県の豊かな自然は、地域の個性や魅力を形づくっているものの、気候変動の影響や都市化の進展などにより、本来自然が有する浄化や循環などの機能の低下が懸念され、地球温暖化対策などへの対応や自然的環境の整備・保全の必要性が高まっている。このため、環境負荷の少ない循環型、脱炭素型の社会を目指すとともに、自然と共生する持続可能で魅力ある都市づくりに向けて、グリーンインフラの考え方も踏まえながら、防災・減災、地域振興、環境など多面的な機能を有する都市内の農地や緑地等を適切に整備・保全する。

**⑤ 広域的な視点を踏まえた都市づくり**

都市計画に関する決定権限が市町へ移譲され、広域的な課題に県と市町が連携して取り組むことの必要性が高まっていることから、広域的な緑地の配置や流域治水プロジェクトの取組など都市計画区域を超える課題や、災害ハザードエリアにおける土地利用、脱炭素など各都市計画区域で共通する課題については、広域的な都市の将来像を共有しながら、対応していくものとする。

## 2 県央都市圏域における基本方針

県央都市圏域は、6市1町1村（相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）で構成され、県土の中央北部に位置している。

### (1) 都市づくりの目標

森や川と共生し、うるおいと活力あふれる都市づくり

丹沢や相模川を中心とした森林・川・湖・清流などの自然と、活気ある都市とがバランスよく存在する「県央都市圏域」では、水源を守り、河川沿いにつらなる豊かな自然的環境を保全・再生するとともに、広域的な交通結節機能を踏まえた生活環境や生産環境の整備を図り、うるおいと活力にあふれる循環型の都市づくりをめざす。

### (2) 基本方向

県央都市圏域は、自然と都市とがバランスよく存在する特色を伸ばし、生かしていくことが重要であり、自然・都市、生活・産業の調和・均衡のとれた都市づくりを進める必要がある。

また、都市圏域全体の活力を充実させていくために、自然・歴史・文化や大学・研究機関の集積など様々な地域資源を活用した魅力あふれる都市づくりを進めるとともに、広域的な交通の要衝としての強みを生かし、産学官連携など、多様な主体間での交流連携を一層促進していくことが必要である。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靭性）」といった観点を重視しつつ、民間活力の活用、さがみロボット産業特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めることが必要である。

### (3) 「環境共生」の方向性

#### ① 多様な選択肢を提供可能な都市づくり 〈複合市街地ゾーン〉

ア リニア中央新幹線の中間駅の設置が予定されている橋本駅周辺などにおいては、県内をはじめ県境を越えて広域的に活動する人々の多様なニーズに対応するため、環境との調和・共生に配慮しながら、商業・業務施設、公共公益施設、文化・芸術施設など多様な都市機能の集積を図ることで、広域的な交流でにぎわう活力ある市街地を形成する。

イ 首都圏中央連絡自動車道や新東名高速道路などの整備により、都市圏域や神奈川県を越えて、ますます高まる交流連携機能を生かし、さがみロボット産業特区の取組など産業振興施策と連携しながら、既存の産業集積を生かした企業の誘致、工場生産機能の強化、研究開発機能などの新たな産業の集積を図ることで、産業活力の向上を図る。

ウ 相模川沿いの地域では、良好な生活環境の維持・形成、景観の保全を図るとともに、水と緑に恵まれたオープンスペースである河川空間を、自然環境の保全と調和を図りながら貴重なレクリエーション空間として確保し、相模川を活用した親水・憩いの場を形成する。

エ 既存ストックの有効活用、地域の実情に応じて人口減少を踏まえた居住の適切な誘導や鉄

## 2 県央都市圏域における基本方針

### (1) 都市づくりの目標

森や川と共生し、うるおいと活力あふれる都市づくり

丹沢や相模川を中心とした森林・川・湖・清流などの自然と、活気ある都市とがバランスよく存在する「県央都市圏域」では、水源を守り、河川沿いにつらなる豊かな自然的環境を保全・再生するとともに、広域的な交通結節機能を踏まえた生活環境や生産環境の整備を図り、うるおいと活力にあふれる循環型の都市づくりを目指す。

### (2) 基本方向

県央都市圏域は、自然と都市とがバランスよく存在する特色を伸ばし、生かしていくことが重要であり、自然・都市、生活・産業の調和・均衡のとれた都市づくりを進める必要がある。

また、都市圏域全体の活力を充実させていくために、自然・歴史・文化や大学・研究機関の集積など様々な地域資源を活用した魅力ある都市づくりを進めるとともに、広域的な交通の要衝としての強みを生かし、産学官連携など、多様な担い手間での交流連携を一層促進していくことが必要である。

さらに、大規模地震による建築物の倒壊や火災の延焼、集中豪雨による洪水等に対して、その危険性と隣り合っているという現実を直視し、より減災を重視した都市づくりに取り組んでいくことが求められる。

### (3) 「環境共生」の方針

#### ① 多彩な選択肢を提供可能な都市づくり 〈複合市街地ゾーン〉

ア リニア中央新幹線の中間駅の設置が予定されている橋本駅や広域拠点で交通の要衝である本厚木駅周辺においては、県内をはじめ、東京都など県境を越えて広域的に活動する人々の多様なニーズに対応するため、環境との調和・共生に配慮しながら、商業・業務施設、公共公益施設、文化・芸術施設など、多様な都市機能の集積を図ることで、広域的な交流でにぎわう、活力ある市街地を形成する。

イ 地域の拠点周辺及び鉄道駅周辺においては、既存の商業・業務施設や公共公益施設などの集積を生かし、商店街の活力向上や、サービス機能の向上などを図りながら、住宅などの都市機能を充実させることで、街なか居住を促進し、にぎわいのある市街地を形成する。

ウ 特に、JR相模原駅に近接する米軍施設の一部返還予定地や海老名駅などの駅に近接する大規模な土地利用の転換が見込まれる地域については、環境との調和・共生に配慮しながら、土地の高度利用と複合利用を図りつつ、商業・業務、文化などの多様な都市機能を集積することで、交通利便性を生かした地域の拠点としてふさわしい市街地整備を推進する。

<p><u>道駅周辺など拠点となる地区への都市機能の誘導により、市街地の利便性や活力の維持を図る。また、高齢化が進む中でも安心してくらせるまちづくりを推進する。</u></p> <p><u>オ 高齢者などの活動を支える公共交通機関の充実によって環境負荷の低減を図り、効率性が高く、安全・安心して生活、活動を繰り広げられる市街地を形成する。</u></p> <p><u>カ 大規模地震による建築物の倒壊や火災の延焼を抑制するため、耐震診断、耐震改修、不燃化などを促進する。特に、<u>防災</u>拠点となる建築物、緊急輸送<u>道路</u>沿いの建築物、不特定多数の人が利用する建築物については、重点的に耐震化に取り組む。</u></p> <p><u>キ 境川、引地川などの流域の都市化が進んだ河川において、雨水貯留浸透施設の整備などの流域対策や水害を軽減するためのソフト施策を促進する。</u></p>
<p><b>② ゆとり志向に対応した、魅力あふれる地域環境の維持・充実 &lt;環境調和ゾーン&gt;</b></p> <p><u>ア 相模川などの河川の沿岸地域に広がる水田や<u>雑木林</u>、また、丹沢大山の山すその農地・森林などは、隣接する「自然的環境保全ゾーン」との連続性を踏まえ保全するなど計画的な土地利用を図る。</u></p> <p><u>イ 市街地周辺に残る谷戸や里地里山などの自然的環境は、所有者などの多様な<u>主体</u>による維持・管理を図ることにより、都市住民の自然志向などの多様なニーズの受け皿として、身近なレクリエーションや自然環境教育、体験・交流の場として活用を図る。</u></p> <p><u>ウ 農林水産業の振興などの観点から、既存集落の活力や生活環境の維持が必要な場合には、周辺地域の市街化を促進しない範囲で、地区計画に基づく土地利用の整序誘導や、地域の実情に応じたモビリティの確保などを図る。</u></p> <p><u>エ 広域的な交通利便性を生かした交流や活動を支える場として、首都圏中央連絡自動車道などのインターチェンジ周辺では、新たな産業や物流機能の集積など計画的な土地利用を図る。</u></p>
<p><b>③ 多様な主体による自然的環境の保全・再生 &lt;自然的環境保全ゾーン&gt;</b></p> <p><u>ア 相模川の上流部では、神奈川の水源地域として森林の水源かん養機能を高め、良質で安定的な水資源の確保を図る。</u></p> <p><u>イ 人と自然、人と人の交流活動などを通じて、多様な主体による森林などの自然的環境の保全・再生を図る。そのため、中山間地域の住環境や営農環境の維持に向けて地域の実情に応</u></p>

<p><u>エ さがみ縦貫道路や新東名高速道路などの整備により、都市圏域や神奈川県を越えてますます高まる交流連携機能を生かし、幹線道路沿線に立地した既存の工業団地においては、さがみロボット産業特区の取組等、産業振興施策と連携しながら、既存の産業集積を生かした企業の誘致を進め、工場生産機能の強化、研究開発機能やそれに関連する企業などの新たな産業の集積を図ることで、産業活力の向上を図る。</u></p> <p><u>オ また、産業構造の転換などに伴う企業の撤退により発生した工場跡地などについては、必要に応じて地域の実情を踏まえた土地利用規制の見直しを行い、適切な都市機能の集積を図る。</u></p> <p><u>カ 産業活動の活発化などに伴い予想される自動車交通量の増加を抑制するため、カーシェアリングをはじめとした交通需要マネジメント(TDM)を取り組む。また、郊外の住宅地と中心市街地を結ぶバスなどの公共交通機関を充実することで、高齢者などの活動を支えるとともに、過度に自動車に依存しない環境にやさしい交通体系の構築を目指す。</u></p> <p><u>キ 大規模地震による建築物の倒壊や火災の延焼を抑制するため、耐震診断、耐震改修、不燃化等を促進する。特に、災害拠点となる建築物、緊急輸送路沿いの建築物、不特定多数の人が利用する建築物については、重点的に耐震化に取り組む。</u></p> <p><u>ク 境川、引地川等の流域の都市化が進んだ河川において、河道や洪水調節施設の整備とあわせ、雨水貯留浸透施設の整備等の流域対策や、水害を軽減するためのソフト施策を促進する。</u></p>
<p><b>② ゆとり志向に対応した、魅力ある地域環境の維持・充実 &lt;環境調和ゾーン&gt;</b></p> <p><u>ア 相模川などの河川の沿岸地域に広がる水田や<u>河岸段丘に形成された斜面緑地など</u>、市街地周辺に残された農地や緑地の保全を図る。</u></p> <p><u>イ 担い手不足により増加傾向にある耕作放棄地については、新規就農者の人材育成や市民農園としての活用など、多様な担い手により農地の保全を図る。</u></p> <p><u>ウ 丹沢大山や津久井の山すその農地・森林などは、隣接する「自然的環境保全ゾーン」との連続性を踏まえて保全を図る。</u></p> <p><u>エ 市街地周辺に残る谷戸や里地里山などの自然的環境は、所有者、地域住民、企業など多様な担い手による保全・再生を図る。また、都市住民の自然志向などの多様なニーズの受け皿として、身近なレクリエーションや自然環境教育、体験・交流の場として活用を図る。</u></p> <p><u>オ 農林水産業の振興などの観点から、既存集落の活力や生活環境の維持が必要な場合には、周辺地域の市街化を促進しない範囲で、地区計画に基づく土地利用の整序誘導や、地域の実情に応じたモビリティの確保などを図る。</u></p> <p><u>カ さがみ縦貫道路、新東名高速道路、厚木秦野道路(国道246号バイパス)の整備に伴い新設されるインターチェンジや、スマートインターチェンジ、さらには、東名高速道路に設置する(仮称)綾瀬スマートインターチェンジの周辺では、広域的な交流連携機能を生かし、企業の立地ニーズにこたえる産業用地を創出し、新たな産業や物流機能の集積を図る。</u></p> <p><b>③ 多様な担い手による自然的環境の保全・再生 &lt;自然的環境保全ゾーン&gt;</b></p> <p><u>ア 神奈川の重要な水源地である相模川流域の上流部に広がる森林の保全・再生を図り、水源かん養機能が高い森林とすることで、良質で安定的な水資源の確保を図る。</u></p> <p><u>イ 県と市町村が連携し、地域の林業による自立的な営みのほか、ボランティア団体や民間企業と協働して、森林などの自然的環境の保全・再生を図る。</u></p>

じたモビリティの充実を図るとともに、身近なレクリエーションや健康づくりの場としての活用を促進する。

乙 「丹沢山麓景観域」、「やまなみ・酒匂川景観域」を形成する丹沢大山、津久井一帯に広がる森林が織り成すやまなみ景観の保全を図る。

#### (4) 「自立と連携」の方向性

##### ① 自立に向けた都市づくり

###### ア 全国との交流連携の窓口となる新たな拠点づくり<新たなゲート>

(ア) 「北のゲート」として、リニア中央新幹線駅の整備促進を図り、首都圏や全国との交流連携を実現するゲート機能を備えた拠点の形成を進め、周辺地域への交通網の充実・強化とともに、「南のゲート」との連携を図りながら、新たな環境共生型の拠点づくりを進める。

###### イ 交通の要衝としてのポテンシャルを生かした機能集積<広域拠点>

(ア) 本厚木駅周辺において、商業、業務、交流などの各種機能の複合的な集積を図り、拠点性を高める。また、ターミナル機能の充実・強化や人を中心の空間整備を図り、居心地が良く歩いて楽しい拠点づくりを進める。

(イ) 橋本駅周辺において、近隣に集積する生産・産業機能を生かし、これらを基盤とした研究開発や、新たなビジネスの受け皿となる業務機能などの集積を図る。また、町田・八王子など東京市部を含む広域的な交流連携の結節拠点として、集客力のある商業集積の再編、教育・文化機能などの強化を図り、活力ある拠点づくりを進める。

###### ウ 都市圏域の自立を支える拠点の維持・育成<地域の拠点>

(ア) 「相模大野駅周辺」、「JR相模原駅周辺」、「大和駅周辺」、「海老名駅周辺」、「座間市中心市街地」、「綾瀬市中心市街地」、「愛川町役場周辺」及び「清川村役場周辺」において、地域的なニーズにきめ細かく対応し、生活に密着したコミュニティレベルでの便利で快適なくらしを支える商業・業務・サービスなどの都市機能の集積を図る。

##### ② 連携による機能向上

###### ア 多様な活動の新たな展開を促す広域的なつながり、連携の拡大<県土連携軸>

(ア) 都市圏域全体の利便性の向上と新たな活力の創出に向けて、南北のゲートを有機的に結ぶとともに、湘南都市圏域や東京市部などとの南北方向のつながりを深めるため、「相模軸」の整備・機能強化を図る。

(イ) 新たなゲートによる全国との交流連携を都市圏域内外に広く波及させるとともに、近接する大都市などの市場との交流を促進するため、川崎・横浜や山梨方向の「橋本津久井軸」・「川崎多摩相模原軸」・「横浜厚木軸」、東京市部・区部方向の「厚木東京軸」・「厚木世田谷軸」など、多面向に向いた連携軸の整備・機能強化を図る。

###### イ 地域の特性を踏まえた都市づくりを支える連携軸<都市連携軸>

ウ 中山間地域を、都市で生活する人々の身近なレクリエーションや健康づくりの場として活用するため、地域の実情に応じたモビリティの充実を図る。

エ 「丹沢山麓景観域」、「やまなみ・酒匂川景観域」を形成する丹沢大山、津久井一帯に広がる森林が織り成す山なみ景観の保全を図る。

※ 景観域：「神奈川景観づくり基本方針」(平成19年8月策定)において、地域の特性を踏まえた目標景観像を共有するため、地勢等を踏まえて設定された地域区分のこと。

#### (4) 「自立と連携」の方針

##### ① 自立に向けた都市づくり

###### ア 新たなゲート

(ア) 「北のゲート」として、リニア中央新幹線の中間駅の整備に取り組むとともに、首都圏や全国との交流連携を実現するゲート機能を備えた拠点の形成を進め、「南のゲート」との連携を図りながら、新たな環境共生型の拠点づくりを進める。

###### イ 広域拠点

(ア) 「本厚木駅周辺」及び「橋本駅周辺」では、それぞれの地域特性を生かして、県央都市圏域全体の自立をけん引する拠点づくりを進める。

###### ウ 地域の拠点

(ア) 「相模大野駅周辺」、「JR相模原駅周辺」、「大和駅周辺」、「海老名駅周辺」、「座間市中心市街地」、「綾瀬市中心市街地」及び「愛川町役場周辺」では、県央都市圏全体の自立を支え、地域における日常生活のニーズにきめ細かく対応する拠点づくりを進める。

##### ② 連携による機能向上

###### ア 県土連携軸

(ア) 都市圏域全体の交通利便性の向上により交通渋滞の緩和を図るとともに、新たな産業活力の創出に向けて、南北ゲートを有機的に結び、湘南都市圏域や東京市部などとの南北方向の交流連携を深めるため、「相模軸」を構成する「JR相模線」の複線化に取り組むとともに、「国道129号」及び「(都)下今泉門沢橋線」の整備などを進める。

(イ) 「北のゲート」の機能を本都市圏域内外に広めるとともに、近接する大都市などの市場との交流を促進するために、川崎・横浜や山梨方向の連携を図る軸として、「川崎多摩相模原軸」を構成する「小田急多摩線」の横浜線・相模線方面への延伸に取り組むとともに、「横浜厚木軸」を構成する「県道40号(横浜厚木)」の整備、「橋本津久井軸」を構成する

(新)

(ア) 主に都市圏域内外の交流を補完する軸として「平塚厚木軸」、「海老名寒川軸」、「津久井道志軸」、「城山八王子軸」、「中原街道軸」及び「伊勢原津久井軸」、また、主に都市圏域内の交流を支える軸として「高座縦断軸」、「辻堂綾瀬軸」、「相模野横断軸」、「厚木津久井軸」及び「藤野青根軸」について、拠点間の連携強化や多様な都市機能の交流連携などを図る。

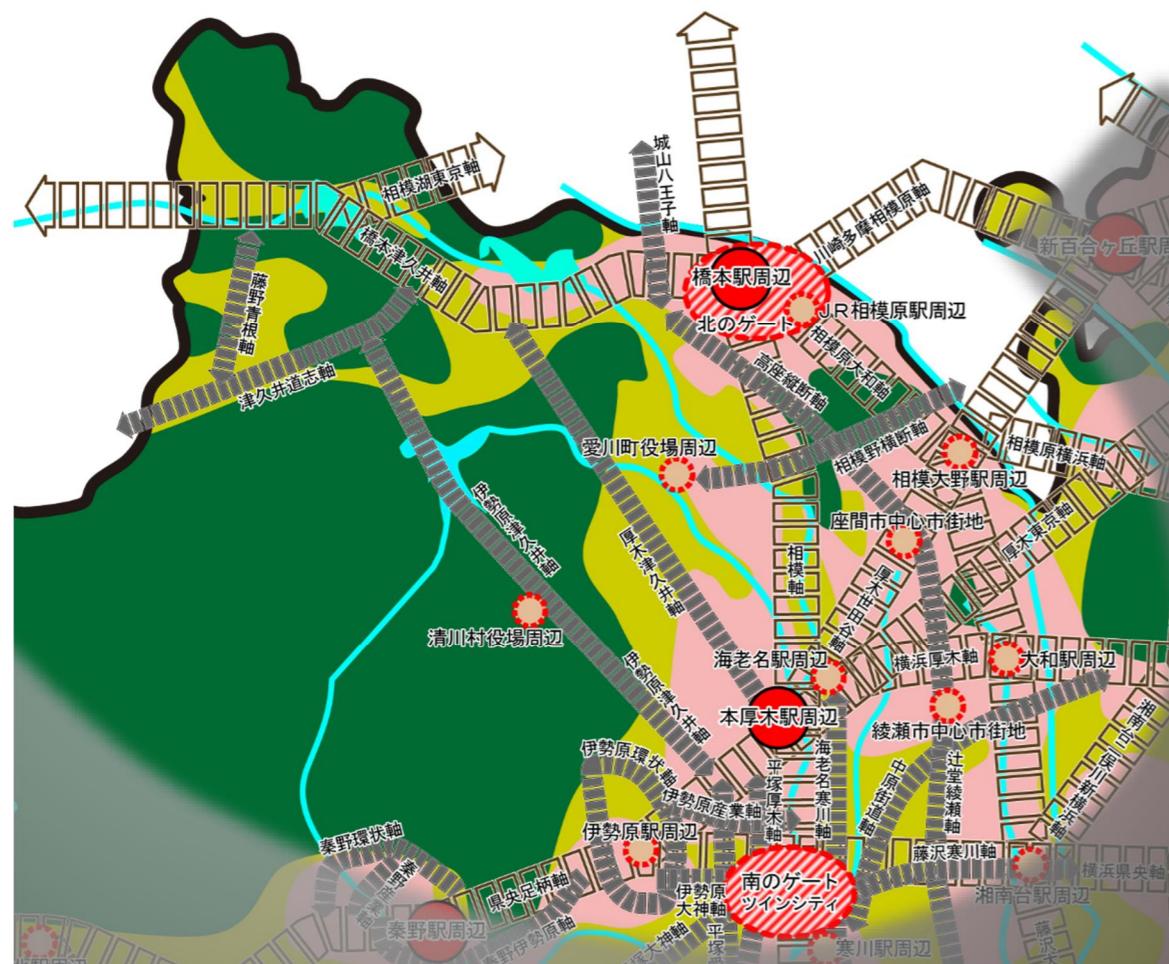
(イ) 連携による機能向上の実現のため、リニア中央新幹線の建設促進、JR相模線複線化や小田急多摩線の延伸（唐木田～上溝）の促進、厚木秦野道路（国道246号バイパス）、（都）下今泉門沢橋線、津久井広域道路の整備、武相幹線の整備検討などを図る。

(旧)

する「津久井広域道路」の整備などを進める。また、東京市部・区部方向の連携軸である「厚木東京軸」の機能強化として、東名高速道路への利便性を高める「(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ」の設置や、「県央足柄軸」を構成する「新東名高速道路」、「厚木秦野道路（国道246号バイパス）」などの整備、「厚木世田谷軸」を構成する「小田急線」の輸送計画の改善などに取り組む。

(新)

(5) 県央都市圏域一都市づくりの方向性

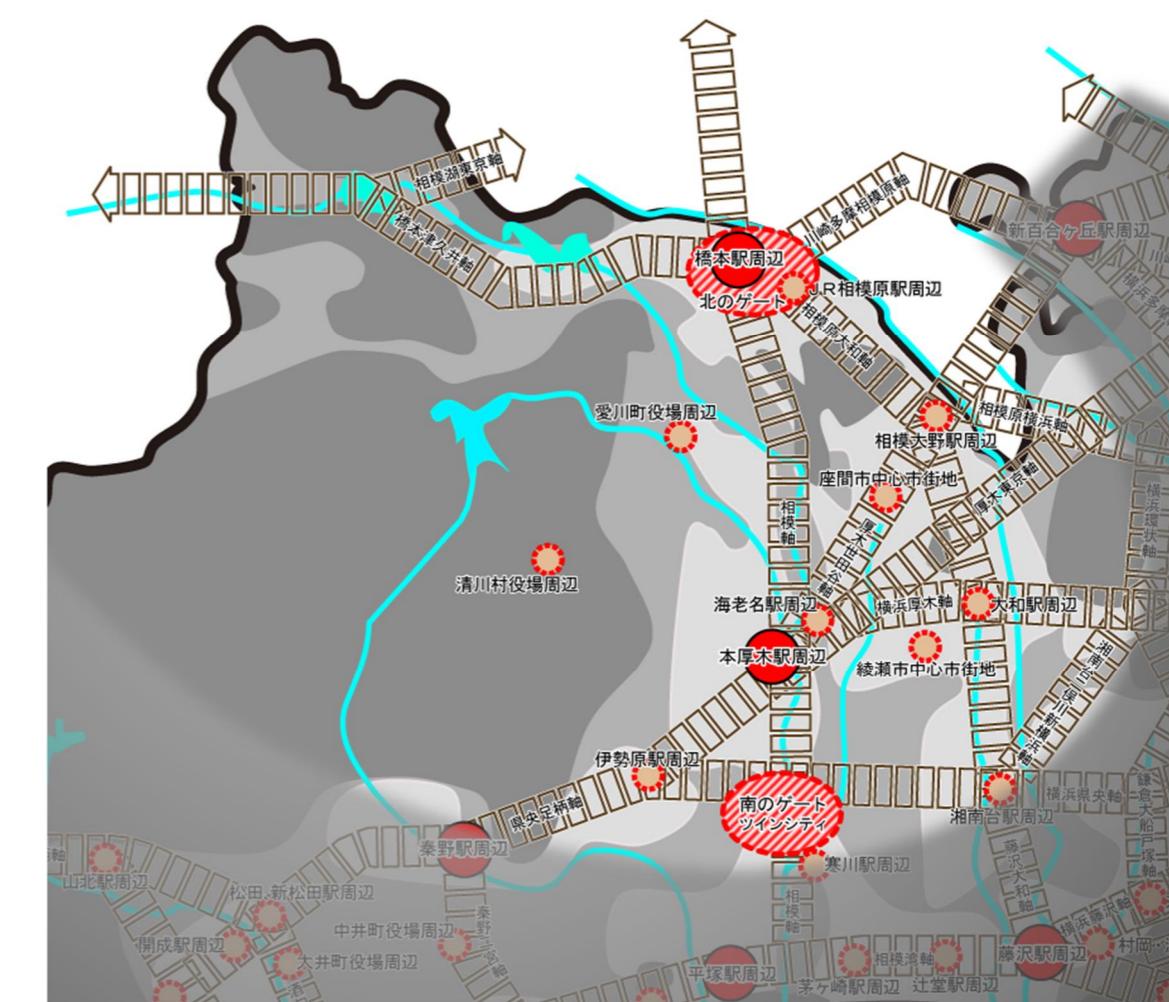


*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡例	<環境共生>	<自立と連携>	
	複合市街地ゾーン	広域拠点	県土連携軸 (都市連携軸)
	環境調和ゾーン	地域の拠点	都市連携軸
	自然的環境保全ゾーン		

(旧)

(5) 将来都市構造(イメージ図)



凡例	<環境共生>	<自立と連携>	
	複合市街地ゾーン	広域拠点	県土連携軸 (都市連携軸)
	環境調和ゾーン	新たなゲート	
	自然的環境保全ゾーン	地域の拠点	

## 第2章 厚木都市計画区域の都市計画の方針

### 1 都市計画区域における都市計画の目標

#### (1) 都市計画区域の範囲

本区域の範囲は、次のとおり厚木市の全域である。

都市計画区域の名称	市町名	範囲
厚木都市計画区域	厚木市	行政区域の全域

#### (2) 都市計画区域の都市づくりの目標

本区域においては、人口減少・超高齢社会への対応や持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現、地域活力の維持・向上など様々な観点から、地域特性をいかしたコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを進めるため、次の目標を設定し、将来にわたって活気にあふれたまちを目指すものとする。

- 誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる“人にやさしい都市”
- 誰もが安心して安全に暮らせる“災害に強い都市”
- 豊かな自然と調和した“環境にやさしい都市”
- 産業の成長や活性化を支える“にぎわいと活力ある都市”
- 県央の広域拠点都市として“ヒトやモノが活発に交流する都市”

#### (3) 地域毎の市街地像

本区域における地域毎の市街地像は、それぞれの地域の立地特性を踏まえ、次のとおりとする。

##### ① 厚木地域

中心市街地として多様な都市機能の充実を図るとともに、商業・業務機能等の集積と利便性の高い住環境を備えた複合市街地の形成を図る。また、相模川を活用した親水・憩いの場の形成と回遊性の向上を図る。

##### ② 依知地域

インターチェンジ等の広域的な交通利便性をいかし、新たな活力を創り出すまちづくりを推進するとともに、北部地域の防災力を高めるため、防災拠点を形成する。

##### ③ 睦合地域

水と緑に触れ合うゆとりある住環境を形成するとともに、交通利便性・生活利便性の維持・向上を図り、快適に移動できる利便性の高いまちづくりを推進する。

##### ④ 荻野地域

豊かな自然環境と調和した良好な集落地や開発により整備された身近に緑がある住環境を保

## 第2章 厚木都市計画区域の都市計画の方針

### 1 都市計画区域における都市計画の目標

#### (1) 都市計画区域の範囲

本区域の範囲は、次のとおり厚木市の全域である。

都市計画区域の名称	市町名	範囲
厚木都市計画区域	厚木市	行政区域の全域

#### (2) 都市計画区域の都市づくりの目標

本区域における都市づくりは、「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ」を目標とし、次の基本理念に基づくものとする。

- いきいきと魅力的に暮らせるまちづくり
- 安心・安全な市民生活につながる都市構造をもつまちづくり
- 地域に根ざした新たな拠点づくり
- 新しい価値と広い視野を育むまちづくり
- みんなでつくる厚木独自のまちづくり

#### (3) 地域毎の市街地像

本区域における地域毎の市街地像は、それぞれの地域の立地特性を踏まえ、次のとおりとする。

##### ① 厚木地域

厚木地域は、「魅力ある安全・快適な拠点性の高い交流のまち 厚木」を目標とし、厚木市の中心的な商業・業務拠点の形成のための高度利用の促進と都市基盤の充実を図り、商業・業務施設と都市型住宅の共存による親密さのある複合市街地の形成を図る。

##### ② 依知地域

依知地域は、「水と緑に囲まれた新たな活力が生まれるまち 依知」を目標とし、1・3・1さがみ縦貫道路の圏央厚木インターチェンジを活用したまちづくりを推進するとともに、工業地域など、特に用途が混在する地区的秩序ある土地利用を誘導し、住宅地においては良好な住環境の形成を図るとともに、都市的土地区画整理事務による計画的な土地利用の誘導を図る。

##### ③ 睦合地域

睦合地域は、「豊かな田園環境と調和した快適な生活環境のまち 睦合」を目標とし、良好な住環境の保持とともに、都市的土地区画整理事務による計画的な土地利用の誘導を図る。また、住工混在地域の秩序ある土地利用の誘導と良好な市街地環境の形成を図る。

##### ④ 荻野地域

荻野地域は、「豊かな自然に抱かれた健康のまち 荻野」を目標とし、周辺環境と調和した良

全するとともに、生活利便性の向上のため、地域生活拠点の形成を図る。

##### ⑤ 小鮎地域

豊かな自然や水辺と調和した、生活利便性の高い住環境を保全するとともに、効率的に良好な産業環境の育成を図る。また、観光地としての機能を強化し、魅力ある地域資源をいかした新たな拠点を形成する。

##### ⑥ 南毛利地域

都市拠点として地域住民の生活を支えるため、愛甲石田駅周辺の整備による魅力ある都市空間を形成するとともに、交通混雑の解消による交通利便性の向上や生活利便性の確保を図る。

##### ⑦ 玉川地域

自然と調和した良好な住環境を保全するとともに、交通利便性・生活利便性の確保や地域活力の維持・向上を図る。また、観光地としての機能を強化するとともに、産業の集積や既存企業の操業環境の維持・向上を図る。

##### ⑧ 森の里地域

学園・研究都市として研究開発を主体とした先端技術産業の集積を図るとともに、周辺の自然環境や住環境と調和した複合的な市街地を形成する。また、計画的に開発された住宅地の良好な住環境を保全する。

##### ⑨ 相川地域

厚木の南の玄関口として広域道路ネットワークをいかした南部産業拠点の形成を図るとともに、水と親しめる空間を考慮した良好な住環境の形成を図る。

##### ⑩ 新市街地ゾーン

山際北部地区、山際地区、(仮称)厚木北インターチェンジ周辺地区、長谷地区、南部産業拠点(片平地区)及び玉川地区においては、高規格幹線道路等のインターチェンジに近接するとともに幹線道路に接続するなどの広域的な道路ネットワークの優位性をいかし、産業系の市街地を形成するため、農林漁業との調整を図りながら、必要な土地利用の検討を行っていく。

好な住宅地としての環境を保持するとともに、生活利便性の向上のため、下荻野新宿地区の地域拠点の充実を図る。また、幹線道路の沿道においては良好な街並み景観の形成を図り、集落地においては良好な環境を保持する。

##### ⑤ 小鮎地域

小鮎地域は、「自然と共生する新たな魅力を創造するまち 小鮎」を目標とし、業務核都市・業務施設集積地区の整備と合わせた計画的な都市基盤の形成を図り、計画的に開発された住宅地の良好な住環境を保持するとともに、計画的に開発された工業地の良好な操業環境を形成する。また、効率的に良好な産業環境の育成を図り、観光資源としての温泉郷などの個性的な里山環境を保持する。

##### ⑥ 南毛利地域

南毛利地域は、「自然環境と調和する生き生きとしたにぎわいのあるまち 南毛利」を目標とし、副都市中心拠点としての高度利用の促進と都市基盤の充実を図り、面整備事業と合わせた適正な土地利用の誘導と地形等に配慮した良好な街並み景観の形成を図るとともに、計画的に開発された住宅地の良好な住環境を保持する。また、効率的に良好な産業環境の育成を図り、住工混在地域の秩序ある土地利用の誘導と良好な市街地環境の形成を図る。

##### ⑦ 玉川地域

玉川地域は、「丹沢山麓の豊かな自然に包まれた健康・学び・交流のまち 玉川」を目標とし自然環境と調和した産業・教育機能の充実を図り、計画的に開発された住宅地の良好な住環境を保持し、自然と調和した集落地の良好な環境の保全を図るとともに、観光資源としての温泉郷などの個性的な里山環境を保持する。

##### ⑧ 相川地域

相川地域は、「厚木の新たな玄関口となる南部産業拠点を形成するまち 相川」を目標とし、1・2・1 第二東名自動車道の(仮称)厚木南インターチェンジ等を活用した南部産業拠点の形成に向けて、適正な土地利用の誘導と南の玄関口としての魅力の創出を図る。また、相模川の自然環境をいかし、良好な住環境の形成を図る。

##### ⑨ 新市街地ゾーン

関口・山際地区及び南部産業拠点地区においては、企業等の計画的な誘導を図るため、産業系土地利用の検討を行っていく。

## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の有無

本区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されていることから、都市計画法第7条第1項第1号イの規定に基づき、区域区分を定めるものとする。

### (2) 区域区分の方針

#### ① 市街化区域及び市街化調整区域内に配置されるべきおおむねの人口及び産業の規模

##### ア 人口の推計

本区域の将来における人口の推計を次のとおり想定する。

年 次 区 分	令和 2 年	令和 17 年
都市計画区域内人口	約 224 千人	おおむね 218 千人
市街化区域内人口	約 205 千人	おおむね 204 千人

令和 17 年の都市計画区域内人口については、令和 5 年 8 月に示された本県の将来推計人口及び地域政策県別の将来推計人口や国立社会保障・人口問題研究所の推計人口等を踏まえ、推計した。

##### イ 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

年 次 区 分	令和 2 年	令和 17 年
工業出荷額	約 6,187 億円 ( 約 19,910 億円 )	おおむね 6,729 億円 ( おおむね 22,868 億円 )
流通業務用地*	約 285.1ha ( 約 645.0ha )	おおむね 374.8ha ( おおむね 849.6ha )

令和 17 年の工業出荷額については、平成 27 年から令和元年までの工業統計調査等における製造品出荷額の実績を基に推計した。

令和 17 年の流通業務用地については、平成 22 年、平成 27 年及び令和 2 年の都市計画基礎調査の結果を基に推計した。

( )内は県央都市圏域（相模原市を除く）の値を示す。

*令和 17 年の流通業務用地には、研究施設用地を含む。

研究施設用地については、県の企業誘致施策に基づき、過去の立地動向から将来必要となる研究施設用地の敷地面積を推計した。

## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の有無

本区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されていることから、都市計画法第7条第1項第1号イの規定に基づき、区域区分を定めるものとする。

### (2) 区域区分の方針

#### ① 市街化区域及び市街化調整区域内に配置されるべきおおむねの人口及び産業の規模

##### ア 人口の推計

本区域の将来における人口の推計を次のとおり想定する。

年 次 区 分	平成 22 年	平成 37 年
都市計画区域内人口	約 224 千人	おおむね 230 千人
市街化区域内人口	約 202 千人	おおむね 207 千人

平成 37 年の都市計画区域内人口については、平成 26 年 3 月に示された「社会環境の変化に伴う課題について」（神奈川県総合計画審議会計画推進評価部会）における地域政策圏別の推計人口や国立社会保障・人口問題研究所の推計人口等を踏まえ、平成 22 年の国勢調査データを基に推計を行った。なお、市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

##### イ 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

年 次 区 分	平成 22 年	平成 37 年
生産規模 工業出荷額	6,143 億円	おおむね 7,378 億円
就業構造 卸小売販売額	おおむね 11,164 億円	おおむね 11,400 億円
第一次産業	1.3 千人 ( 1.2% )	おおむね 1.2 千人 ( 1.2% )
第二次産業	27.8 千人 ( 27.0% )	おおむね 22.6 千人 ( 22.2% )
第三次産業	74.0 千人 ( 71.8% )	おおむね 77.9 千人 ( 76.6% )

平成 37 年の工業出荷額については、本県の平成 22 年から平成 24 年までの工業統計調査における製造品出荷額の伸びの実績を基に推計を行った。

平成 22 年及び平成 37 年の卸小売販売額については、本県の平成 14 年から平成 19 年までの商業統計調査における年間商品販売額の伸びの実績を基に推計を行った。

(新)

② 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、令和2年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し令和17年までに優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域の規模を次のとおり想定する。

年 次	<u>令和17年</u>
市街化区域面積	<u>おおむね 3,201ha</u>

市街化区域面積は、保留フレームを含まないものとする。

(旧)

② 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通し、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成22年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し平成37年までに優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域の規模を次のとおり想定する。

年 次	<u>平成37年</u>
市街化区域面積	<u>おおむね 3,173ha</u>

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

将来にわたって持続可能な都市として発展していくため、道路・下水道・公園等の既存ストックの有効活用を図るとともに、脱炭素に配慮した県央の広域拠点都市にふさわしい都市機能の更新と充実を図る。

また、駅周辺において医療、福祉、商業等の様々な都市機能の誘導を図るとともに、居住と生活利便施設をバス路線沿線に緩やかに誘導し、これらの距離を短縮することにより、市民の生活利便性を高め、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実を目指す。

なお、市街化区域の縁辺部等においては、用途地域や地区計画を始めとする既存の都市計画制度等を活用し、地方創生の観点から、豊かな自然や景観などの地域の様々な個性や魅力をいかした地域の活性化に資するまちづくりに対応していく。

##### ① 主要用途の配置の方針

###### ア 商業・業務地

###### (ア) 業務地

本厚木駅周辺地区は、商業施設と関連した業務施設の立地が進み、さらにその外郭である国道 246 号及び国道 129 号沿道に県施設を中心に業務地が形成されているため、中心業務地として位置付ける。

また、業務施設等が集積している東名高速道路厚木インターチェンジ周辺地区は、業務地として位置付け、今後も機能の充実を図り、施設配置の合理化を促進させるとともに、経済波及効果の高い産業の誘致を図る。

###### (イ) 拠点商業地

本厚木駅周辺地区を、近隣都市も取り込んだ県央の代表的商業ゾーンとして形成する都市中心拠点として位置付け、サービス内容の多様化、質の向上等、ニーズに対応できるよう商業機能の充実と集積を図る。特に、市街地再開発事業の進んでいる中町地区を中心に、土地利用の高度化を促進するとともに、文化・交流等の都市機能の更新・拡充を図り、魅力ある商業業務空間を形成する。

###### (ウ) 地区中心商業地

愛甲石田駅周辺地区を都市拠点として位置付け、計画的な都市基盤整備を進めながら、地域を支える都市機能の集積を図る。

###### (エ) 近隣商業地

下荻野地区及び森の里地区については、大規模開発地を含んだ付近住宅地の購買需要を賄う商業地の形成を促進する。

###### イ 工業・流通業務地

###### (ア) 工業地

上依知地区の内陸工業団地を始め、尼寺地区、棚沢地区、金田地区等は、今後も工業地としてその維持に努めるとともに機能の充実を図る。

その他周辺の工業地については、将来の都市の発展の方向性、用途混在や異質業種の隣接による機能低下の防止及び中小企業工場集団化用地の整備促進を考慮しながら、土地利

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

将来にわたって持続可能な都市として発展していくため、道路・下水道・公園等の既存ストックの有効活用を図るとともに、地域の活力維持を進めながら、居住、商業・業務等の様々な都市機能が、各地域にバランス良く集積・配置された都市構造の構築を目指す。

##### ① 主要用途の配置の方針

###### ア 商業・業務地

###### (ア) 業務地

本区域においては、業務核都市にふさわしい都市機能の更新・充実を図る。

本厚木駅周辺地区は、商業施設と関連した業務施設の立地が進み、さらにその外郭である国道 246 号及び国道 129 号沿道に県施設を中心に業務地が形成されているため、中心業務地として位置付ける。

さらに、業務施設等が集積している東名高速道路厚木インターチェンジ周辺地区は、業務地として位置付け、今後も機能の充実を図るとともに、施設配置の合理化を促進させる。

また、これらの地区については、重点的に、戦略産業としての環境・エネルギー・医療福祉・防災・食品・ロボットの関連産業等の誘致を図る。

###### (イ) 拠点商業地

業務核都市業務施設集積地区に位置付けられている本厚木駅周辺地区を、近隣都市も取り込んだ県央の代表的商業ゾーンとして形成するため、都市中心拠点として位置付け、サービス内容の多様化、質の向上等、ニーズに対応できるよう商業機能の充実と集積を図る。特に、市街地再開発事業の進んでいる中町地区を中心に、土地利用の高度化を促進するとともに、文化・交流等の都市機能の更新・拡充を図り、魅力ある商業業務空間を形成する。

###### (ウ) 地区中心商業地

業務核都市業務施設集積地区に位置付けられている森の里及び周辺地区の都市整備が進展する中、本厚木駅周辺地区の一極集中型から分散型の拠点をもつ都市構造の形成を図るため、愛甲石田駅周辺地区を副都市中心拠点として位置付け、計画的な都市基盤整備を進めながら、都市機能の充実を図る。

###### (エ) 近隣商業地

下荻野地区及び森の里地区については、大規模開発地を含んだ付近住宅地の購買需要を賄う商業地の形成を促進する。

用の純化を図るとともに、さらに工場の集積を進める。

また、森の里地区には、先端技術産業を中心とした研究開発施設と大学や高等学校といった教育施設が立地しており、今後も自然との調和を図るとともに、知識集約型産業の集積を進める。

さらに、既存の工業団地や森の里紅葉台地区及び南部産業拠点(酒井地区)を始めとする新たな産業用地には、市民の雇用機会の拡大や産業の活性化に資する経済波及効果の高い産業を積極的に誘致するとともに、さがみロボット産業特区にふさわしいロボット産業の集積を図る。

#### (イ) 流通業務地

##### ・特別業務地区

東名高速道路厚木インターチェンジ周辺の特別業務地区に、流通関連及び沿道サービス施設の立地を誘導する。

さらに、その中心地区には、既存の高度な情報機能と連携し、交通結節点としての立地特性をいかした高度流通業務機能の導入を図るとともに、商業や交流機能を導入し、交流拠点の形成を図る。

##### ・その他の流通業務地

特別業務地区周辺の長谷地区、長沼地区等に各流通団地が形成され、その他幹線道路沿いにも倉庫や配送センターを中心とした企業が集積している。

今後も、これらの地区を流通業務地として位置付け、その機能の充実を図るとともに、流通業務施設を中心に企業の集積を積極的に推進する。

#### (ウ) 計画的な整備を推進すべき地区

高規格幹線道路等のインターチェンジに近接するなど広域的な交通利便性が高い地区においては、周辺の住環境や自然環境に配慮しながら、産業系土地利用の検討を行っていく。

#### ウ 住宅地

本厚木駅に近い中心市街地を対象に、市街地再開発事業等による適正な都市空間を確保しつつ高層化を推進し、高密度の住宅地の形成を図る。

計画的に開発された住宅地については、今後もその環境の維持・保全を図るとともに、都市基盤整備のなされていない戸室地区、妻田地区、岡田地区等については、地区計画等の活用により、良好な住環境を有する住宅地の形成を誘導する。

## ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

#### ア 商業・業務地

本厚木駅周辺の商業・業務地及び東名高速道路厚木インターチェンジ周辺の業務地につい

#### イ 工業・流通業務地

##### (ア) 工業地

上依知地区の内陸工業団地を始め、尼寺地区、棚沢地区、金田地区等は、今後も工業地としてその維持に努めるとともに機能の充実を図る。

その他周辺の工業地については、将来の都市の発展の方向性、用途混在や異質業種の隣接による機能低下の防止及び中小企業工場集団化用地の整備促進を考慮しながら、土地利用の純化を図るとともに、さらに工場の集積を進める。

また、森の里地区には、先端技術産業を中心とした研究開発施設と大学や高等学校といった教育施設が立地しており、今後も自然との調和を図るとともに、業務核都市業務施設集積地区として知識集約型産業の集積を進める。

さらに、森の里東地区には、市民の雇用機会の拡大や産業の活性化のため戦略産業を積極的に誘致する。

##### (イ) 流通業務地

##### ・特別業務地区

業務核都市業務施設集積地区に位置付けられた東名高速道路厚木インターチェンジ周辺の岡田地区、酒井地区及び船子地区の特別業務地区に、流通関連及び沿道サービス施設の立地を誘導する。

さらに、その中心地区には、既存の高度な情報機能と連携し、交通結節点としての立地特性をいかした高度流通業務機能の導入を図るとともに、商業や交流機能を導入し、交流拠点の形成を図る。

##### ・その他の流通業務地

特別業務地区(東名高速道路厚木インターチェンジ周辺地区)周辺の長谷地区、長沼地区等に各流通団地が形成され、その他幹線道路沿いにも倉庫や配送センターを中心とした企業が集積している。

今後も、これらの地区を流通業務地として位置付け、その機能の充実を図るとともに、流通業務施設を中心に企業の集積を積極的に推進する。

#### ウ 住宅地

##### (ア) 既成市街地内の住宅地

本厚木駅に近い中心市街地を対象に、市街地再開発事業等による適正な都市空間を確保しつつ高層化を推進し、高密度の住宅地とする。

計画的に開発された住宅地については、今後もその環境の維持・保全を図るとともに、都市基盤整備のなされていない戸室地区、妻田地区、岡田地区等については、地区計画等の活用により、良好な住環境を有する住宅地の形成を誘導する。

##### (イ) 新規に開発すべき住宅地

愛名・飯山・温水地区は、住宅地中心の土地区画整理事業等により良好な環境を有する住宅地とする。

## ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

#### ア 商業・業務地

本厚木駅周辺の商業・業務地及び東名高速道路厚木インターチェンジ周辺の業務地につい

ては、建物の更新、共同化等にあわせて広場等のオープンスペースの一体的整備に配慮しつつ、土地の高密度利用を図る。

愛甲石田駅周辺の商業地及びその他の地区については、土地の中密度利用を図る。

#### イ 工業・流通業務地

工業団地、研究所及び流通団地については、土地の低密度利用を図る。

#### ウ 住宅地

本厚木駅周辺の住宅地については、中心市街地の特性に配慮し中高層住宅を中心とした高度利用を図る住宅地とし、土地の中密度利用を図る。

森の里地区、鳶尾地区、毛利台地区、緑ヶ丘地区、宮の里地区等の優良な環境を有している住宅地は、土地の低密度及び中密度利用を図る。

下依知地区、長谷地区、みはる野地区等の戸建て住宅地として整備する住宅地は、土地の低密度利用を図る。

### ③ 市街地における住宅建設の方針

#### ア 良好な居住環境の整備改善等に関する方針

誰もが自分らしく暮らし続けることができるまちの実現に向けて、住まいの安全性の向上、居住の緩やかな誘導及び交通利便性の向上を図るとともに、高齢者向け住宅や公的住宅団地の効果的な供給、共同住宅の管理適正化等を促進する。

また、空き家の管理適正化を促進するとともに、空き地や空き家の有効活用等により、良好な居住環境の維持・保全を図る。

さらに、脱炭素社会の実現に向けて、環境負荷の少ない住宅への転換を促進するとともに、住まい方の多様化に対応した住環境の整備や地域コミュニティの活性化の促進等により、地域特性に応じた住宅地としての魅力の向上を図る。

#### イ 既成市街地の更新・整備に関する方針

既成市街地の中で、老朽化した狭小な住宅が密集している地区では、計画的な建て替えと環境負荷が少ない住宅への転換を促進するとともに、狭い道路の拡幅整備やオープンスペース、緑化空間の確保を図る。

ては、建物の更新、共同化等にあわせて広場等のオープンスペースの一体的整備に配慮しつつ、土地の高密度利用を図る。

愛甲石田駅周辺商業地を始めとする他の地区については、土地の中密度利用を図る。

#### イ 工業・流通業務地

工業団地、研究所及び流通団地については、土地の低密度利用を図る。

#### ウ 住宅地

本厚木駅周辺の住宅地については、中心市街地の特性に配慮し中高層住宅を中心とした高度利用を図る住宅地とし、土地の中密度利用を図る。

森の里地区、鳶尾地区、毛利台地区、緑ヶ丘地区、宮の里地区等の優良な環境を有している住宅地は、土地の中密度利用を図る。

下依知地区、長谷地区、みはる野地区等の戸建て住宅地として整備する住宅地は、土地の低密度利用を図る。

### ③ 市街地における住宅建設の方針

#### ア 適切な土地利用の実現、良好な居住環境の整備改善等に関する方針

##### (ア) 低・未利用地がある既成市街地地区

低・未利用地のうち住宅地の利用に適するものについては、土地の有効・高度利用を図り、周辺環境との調和に配慮した利便性の高い都市型集合住宅地の形成を図る。(厚木地区)

##### (イ) 市街化区域内農地の混在する地区

農地の宅地化、生産緑地の集約化等を計画的に誘導することにより基盤整備を促進し、みどり豊かな戸建て住宅地及び低層集合住宅地の形成を図る。(依知地区、睦合地区、南毛利地区など)

##### (ウ) 老朽化した密集木造住宅や公的住宅団地の存在する地区

老朽化した木造住宅が密集している住宅地については、住環境の向上を図るために、市街地再開発事業等により商業施設と複合した都市型住宅地の形成を図り、老朽化した公的住宅団地については居住水準の向上、土地の有効利用を図るため建替え等を推進し、計画的に良好な住宅地の形成を図る。(厚木北地区、緑ヶ丘地区及び戸室地区)

##### (エ) 住宅と商業が混在する地区

土地の高度利用と都市基盤の整備及び建築物の整備等を一体的に行い、商業、業務、文化施設等と調和した都市型集合住宅地の形成を図る。(厚木北地区、厚木南地区の一部)

##### (オ) 住宅と工業が混在する地区

工場の緑化や緩衝緑地等の整備を促進する一方、工場の住宅用途への転換にあたっては、より一層の用途混在を防止し住環境と生産環境の調和を図る。(尼寺地区など)

##### (カ) 計画的な市街化形成の進んでいる住宅地区

都市基盤、建築物とともに良好な状態の住宅地が形成されているので、敷地の細分化、非住宅用途の無秩序な混在等を規制し、計画的に良好な住宅地の形成を図る。(鳶尾地区、宮の里地区、高坪地区など)

##### (キ) 小規模な開発の進んでいる住宅地区

<p><b>④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針</b></p> <p><b>ア 土地の高度利用に関する方針</b></p> <p>本厚木駅周辺地区は、県央の中心的業務地、中心的商業地としてふさわしい土地利用と都市基盤の備わった地区とするため、土地の高度利用を図る。</p> <p>特に、<u>本厚木駅地区では、都市機能の更新、オープンスペースの確保等を図るために、積極的に市街地整備を推進する。あわせて、地区計画の活用等により、公園や沿道建物の低層部などグランドレベルで歩行者が滞在できる空間の整備や商業施設の誘導を図ることで、魅力的なまち並みの形成を目指す。</u></p> <p>また、愛甲石田駅周辺地区においても、本区域の<u>都市拠点</u>にふさわしい土地の高度利用を図る。</p> <p><b>イ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</b></p> <p><u>住宅地と工業地が混在する地区</u>については、地区計画等の活用により、地区特性を考慮した土地利用の純化を推進するとともに、計画的に開発された住宅地については、建築協定や地区計画の活用により、良好な住環境の維持・保全を図る。</p> <p><u>また、工場の緑化や緩衝緑地等の整備を促進するとともに、工場の住宅用途への転換に当たっては、周辺の住環境と操業環境の調和を図る。</u></p> <p>なお、工業地において、指定されている用途地域と実態の土地利用現況が異なる一団のまとまった地区については、土地利用動向にあわせて適切な用途地域に見直しを行うとともに、操業環境の保全を図るべき地区については、必要に応じ、地区計画等を活用し、適切な土地利用を誘導する。</p> <p><b>ウ 居住環境の改善又は維持に関する方針</b></p> <p>都市基盤の整備が遅れたまま住宅等が集積している地区については、都市防災や都市環境上必要な地区幹線道路や街区公園の整備を促進する。</p> <p>なお、<u>本厚木駅地区</u>では、今後、住宅の不燃化、共同化等による環境改善を図るため、市</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><u>敷地の細分化、住宅の密集化の防止等により住環境を保全する一方、生活道路の部分的な整備等により良好な住宅地の形成を図る。(山際地区、下川入地区、三田地区など)</u></p> <p><b>(ク) 計画的な整備を図る住宅地区</b></p> <p><u>新市街地等で、都市基盤が未整備であり、面整備による住宅地整備が必要な地区においては、計画的な面整備の推進を図る。(愛名地区、温水地区など)</u></p> <p><b>(ケ) 住環境の保全を図る地区</b></p> <p><u>地区計画等によって良好な住宅地環境を維持・保全していく地区については、今後ともその環境の保全を図る。(森の里地区など)</u></p> <p><b>イ 既成市街地の更新・整備に関する方針</b></p> <p>既成市街地の中で、老朽化した狭小な住宅が密集している地区では、計画的な建替えを促進し、狭隘な道路の拡幅整備やオープンスペース、緑化空間の確保を図る。</p> <p><b>ウ 新住宅市街地の開発に関する方針</b></p> <p><u>低・未利用地のうち住宅としての利用に適するものについては、土地利用の転換に合わせて、周辺の環境との調和を図りながら、計画的開発の誘導によって良好な住宅市街地の形成を図る。</u></p> <p><b>④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針</b></p> <p><b>ア 土地の高度利用に関する方針</b></p> <p>本厚木駅周辺地区は、県央の中心的業務地、中心的商業地としてふさわしい土地利用と都市基盤の備わった地区とするため、土地の高度利用を図る。</p> <p>特に、<u>中町周辺地区を始め東部北地区、東部南地区及び本厚木駅南口地区では、都市機能の更新、商業地と住宅地の整備充実、オープンスペースの確保等を図るために、積極的に市街地整備を推進する。</u></p> <p>また、愛甲石田駅周辺地区においても、本区域の<u>副都市中心拠点</u>にふさわしい土地の高度利用を図る。</p> <p><b>イ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</b></p> <p><u>本厚木駅周辺地区は、商業系用途の市街地形成を目指す。</u></p> <p><u>住工混在地区</u>については、地区計画等の活用により、地区特性を考慮した土地利用の純化を推進するとともに、計画的に開発された住宅地については、建築協定や地区計画の活用により、良好な住環境の維持・保全を図る。</p> <p>なお、工業地において、指定されている用途地域と実態の土地利用現況が異なる一団のまとまった地区については、土地利用動向にあわせて適切な用途地域に見直しを行うとともに、操業環境の保全を図るべき地区については、必要に応じ、地区計画等を活用し、適切な土地利用を誘導する。</p> <p><u>また、森の里東地区については、良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業などにより、一体的に整備を進めていくとともに、市街地環境の保全に配慮しながら、良好な工業地としての土地利用にふさわしい用途への転換を図る。</u></p> <p><b>ウ 居住環境の改善又は維持に関する方針</b></p> <p>都市基盤の整備が遅れたまま住宅等が集積している地区については、都市防災や都市環境上必要な地区幹線道路や街区公園の整備を促進する。なお、<u>東部北地区、東部南地区及び中</u></p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

街地再開発事業等により街区ごとに整備を促進する。

また、老朽化した木造住宅密集地については、生活道路、公園等の都市基盤施設の整備、不燃化、高度利用等を促進し、良好な環境を備えた住宅地への整備・誘導を図る。

さらに、依知地域の一部や宮の里地区など、スーパーや診療所等の生活利便施設が不足する地域については、市民の生活利便性向上のため、当該施設の立地促進を図る。

## エ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街化区域内の緑地、農地等については、貴重なオープンスペースとして保全し、活用を図る。これらの緑地、農地等を都市的利用に転換する場合には、周辺土地利用との調和が図られるよう誘導する。

## オ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

災害リスクの評価・分析の結果、災害ハザードエリアにおいて、今後も都市的土地利用を行う必要がある区域は、地域の実情に応じて、ハードやソフトの防災・減災対策を通じて災害リスクの低減を図る。

なお、土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンについては、都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方とする。

また、市街化調整区域内において、災害レッドゾーンが含まれ、かつ、計画的な市街地整備の予定がない土地は、逆線引きに向けた検討を行う。

## ⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

### ア 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街化調整区域内の優良農地については、周辺状況や将来的な土地利用を勘案しつつ、保全に努める。

### イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

豪雨時の浸水等により災害の発生のおそれがある小鮎川及び恩曾川沿いの低地部の一部については、今後も河川改修の推進を図る。

各河川沿いの急傾斜地については、がけ崩れによる災害が発生するおそれもあり、さらに自然景観の確保の上からも保全に努め、また、各河川の上流部における緑地、農地についても流域の保水・遊水機能の確保のために保全する。

### ウ 自然環境形成及び生物多様性回復の観点から必要な保全に関する方針

本区域のうち、西北部一帯に広がる丹沢大山国定公園、丹沢大山自然公園及び飯山白山森林公園並びにこれらの周辺地区については、人間活動との調和を図りながら、今後も自然環境の形成及び生物多様性の回復に向け保全を図る。

## エ 秩序ある都市的土地区画整理事業に関する方針

(ア) 山際北部地区、山際地区、(仮称)厚木北インターチェンジ周辺地区、長谷地区、南部産業拠点(片平地区)及び玉川地区は、工業地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。

(イ) 都市的手法と農業的手法の混在、幹線道路沿道における無秩序な施設立地、農村集落の活力の低下や自然環境の喪失などの課題がある若しくは課題が発生すると予測される地域については、あらかじめ区域を設定し、地区計画の活用により、農地や緑地等

町周辺地区では、今後、住宅の不燃化、共同化等による環境改善を図るために、市街地再開発事業等により街区ごとに整備を促進する。また、都市中心拠点及びその周辺の老朽化した木造住宅密集地については、生活道路、公園等の都市基盤施設の整備、不燃化、高度利用等を促進し、良好な環境を備えた住宅地への整備・誘導を図る。

## エ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街化区域内の緑地、農地等については、貴重なオープンスペースとして保全し、活用を図る。これらの緑地、農地等が都市的利用に転換する場合には、周辺土地利用との調和が図られるよう誘導する。

## ⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

### ア 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街化調整区域内の優良農地については、周辺状況や将来的な土地利用を勘案しつつ、保全に努める。

### イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

豪雨時の浸水等により災害の発生のおそれがある小鮎川及び恩曾川沿いの低地部の一部については、今後も河川改修の推進を図る。

各河川沿いの急傾斜地については、がけくずれ等災害の発生するおそれもあり、さらに自然景観の確保の上からも保全に努め、また、各河川の上流部における緑地、農地についても流域の保水・遊水機能の確保のために保全する。

### ウ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域のうち、西北部一帯に広がる丹沢大山国定公園、丹沢大山自然公園及び飯山白山森林公園並びにこれらの周辺地区については、今後も自然環境の保全を図る。

## エ 秩序ある都市的土地区画整理事業に関する方針

(ア) 関口・山際地区及び南部産業拠点地区は、工業地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。

(イ) 都市的手法と農業的手法の混在、幹線道路沿道における無秩序な施設立地、農村集落の活力の低下や自然環境の喪失などの課題がある若しくは課題が発生すると予測される地域については、あらかじめ区域を設定し、地区計画の活用により、農地や緑地等の自然的環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内での一定の都市的土地区画整理事業を一体的に図っていくなど、社会(市場)ニーズや地域の実情に応じた、きめ細かな土地区画整理事業を実現するものとする。

の自然的環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内での一定の都市的土地利用を一体的に図っていくなど、社会(市場)ニーズや地域の実情に応じた、きめ細かな土地利用の整序を図るものとする。

(ウ) 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域等については、周辺の市街化を促進しないなど周辺の土地利用と調和した良好な住環境等の創出を図るために地区計画の策定を行う。

**(エ) 都市的土地利用を検討するに当たっては、計画段階から可能な限り脱炭素や生物多様性の保全など環境負荷の低減に配慮した計画とする。**

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (2-1) 交通施設の都市計画の決定の方針

#### ① 交通体系の整備・保全の方針

県央の広域拠点都市としての機能強化と市域の一体化、誰もが快適に移動できる交通ネットワークの形成のため、環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の生活環境等に配慮しながら、快適な交通空間の整備に努め、次の諸点を基本方針として総合的な交通体系の形成を進めます。

##### ア 広域交通ネットワークの整備

高規格幹線道路等による広域交通ネットワークの整備を進め、周辺拠点都市間の連絡の強化を図る。

##### イ 骨格的交通ネットワークの整備による市域の一体化

都市中心拠点・都市拠点と周辺地域を結ぶ放射状道路と、周辺地域間を結び都市中心への交通集中を緩和する役割を担う環状道路からなるネットワークの形成を目指す。

また、新たに整備される高規格幹線道路等のインターチェンジにおけるアクセスが円滑に行われるよう整備を進める。

##### ウ 市民生活に密着した多様な選択性のある交通ネットワークの形成

市民の移動の重要な手段としてきめ細かなサービスの提供を図るとともに、都市交通の適正化に向けた連携と機能分担を図り、交通需要のバランスある都市交通環境を創造していく。そのため、既存ストックの維持及び拡充や機関選択肢の拡充と多様なサービスへの対応により利便性の向上を図るとともに、道路整備と連携したバス走行環境の向上及び優先策の実施や機関相互の結節性の向上による走行環境等の改善を図る。

また、歩道や交通安全施設等の整備を進め、歩行者や自転車等が安心して安全に移動できる道路空間の確保を推進する。

##### エ 交通結節点の整備と駐車場対策の推進

本厚木駅及び愛甲石田駅においては、新たな工業地の整備による従業員の利用増加等の将来需要を勘案しつつ、必要に応じて駅前広場や交通広場の機能拡充、企業バス発着場の整備を図る。

また、中心市街地における安全で快適な回遊性を確保できるよう、本厚木駅周辺の駐車場整備地区内における駐車場の在り方や整備方針について検討する。

##### オ 都市計画道路等の整備

序を図るものとする。

(ウ) 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域等については、周辺の市街化を促進しないなど周辺の土地利用と調和した良好な住環境等の創出を図るために地区計画の策定を行う。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (2-1) 交通施設の都市計画の決定の方針

#### ① 交通体系の整備・保全の方針

首都圏の南西部地域における業務核都市としての機能強化と市域の一体化、快適で便利な交通ネットワークの実現のため、環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の生活環境等に配慮しながら、快適な交通空間の整備に努め、以下の諸点を基本方針として総合的な交通体系の形成を進める。

##### ア 広域交通ネットワークの整備

業務核都市としての機能の拡充のため、高規格幹線道路等による広域交通ネットワークの整備を進め、周辺拠点都市間の連絡の強化を図る。

##### イ 骨格的交通ネットワークの整備による市域の一体化

都市中心拠点・副都市中心拠点と周辺地域を結ぶ放射状道路と、周辺地域間を結び都市中心への交通集中を緩和する役割を担う環状道路からなるネットワークの形成を目指す。また、新たに整備される高規格幹線道路等のインターチェンジにおけるアクセスが円滑に行われるよう整備を進める。

##### ウ 市民生活に密着した多様な選択性のある交通ネットワークの形成

市民の移動の重要な手段としてきめ細かなサービスの提供を図るとともに、都市交通の適正化に向けた連携と機能分担を図り、交通需要のバランスある都市交通環境を創造していく。そのため、既存ストックの維持及び拡充や機関選択肢の拡充と多様なサービスへの対応により利便性の向上を図るとともに、道路整備と連携したバス走行環境の向上及び優先策の実施や機関相互の結節性の向上による走行環境等の改善を図る。

また、歩車道の分離、交通安全施設等の整備を積極的に進める。

##### エ 交通結節点の整備と駐車場対策の推進

森の里東地区の工業地の整備により、本厚木駅及び愛甲石田駅においては、多数の企業進出による従業員の利用増加等が予想されることから、将来需要を勘案しつつ、必要に応じて駅前広場や交通広場の機能拡充、企業バス発着場の整備を図る。

また、本厚木駅周辺の駐車場整備地区内においては、駐車需要に適切に対応するため、総合的・計画的に駐車場対策を推進する。

##### オ 都市計画道路等の整備

都市計画道路等については、その必要性や配置、構造の検証など見直しを行い、地域の実

都市計画道路等については、その必要性や配置、構造の検証など見直しを行い、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、良好な交通ネットワークの形成に資するように配置する。

## ② 主要な施設の配置の方針

### ア 道路

県央の広域拠点都市としての交通結節機能の強化を図るとともに、広域交通に対処するため、「相模連携軸」、「県央東京連携軸」及び「横浜足柄連携軸」とあわせた交通軸の形成を図る。また、市内各地域の連絡を強化し市域の一体化を図り、市域内の交通流動を円滑にするため、放射方向の整備とともに環状方向の機能強化を図る道路網整備を進め、放射・環状型のネットワークの形成を図る。

そのため、自動車専用道路については、1・2・1 第二東名自動車道(新東名高速道路)、1・3・1 さがみ縦貫道路(首都圏中央連絡自動車道)、1・4・1 厚木秦野道路及び国道271号(小田原厚木道路)を配置し、国道246号バイパスは計画の具体化を図る。

主要幹線道路については、3・3・1 平塚相模原線、3・3・2 本厚木上荻野線、3・3・3 伊勢原横浜線、3・3・4 上今泉岡津古久線、3・3・6 座間荻野線、3・3・7 厚木環状4号線、3・4・3 東京沼津線、3・4・5 246号船子線、3・4・6 旭町松枝町線、3・4・7 厚木バイパス線及び3・4・8 本厚木下津古久線を配置し、3・3・3 伊勢原横浜線の延伸となる県道22号(横浜伊勢原)及び3・3・7 厚木環状4号線の延伸部については、計画の具体化を図る。

幹線道路については、3・3・5 厚木環状3号線、3・4・4 厚木環状1号線、3・4・10 尼寺原幹線、3・4・11 厚木環状2号線、3・4・12 酒井長谷線、3・4・17 船子飯山線及び3・6・3 社家岡田線などを配置し、(仮称)上古沢煤ヶ谷線及び3・4・4 厚木環状1号線の延伸部については、計画の具体化を図る。

### イ 都市高速鉄道等

持続可能な地域社会の確立と市民生活の質の向上を図るため、今後の都市高速鉄道の新線計画について調整を図る。

### ウ 駅前広場

本厚木駅及び愛甲石田駅においては、良好な環境を確保し、利用者の利便性、快適性及び安全性の向上を図るため、駅前広場を配置する。

### エ 交通広場

本厚木駅周辺においては、都市中心拠点としての交通結節機能の強化を推進し、利用者の利便性及び快適性の向上を図るため、交通広場を配置する。

### オ 駐車場等

中心市街地における自動車駐車需要に適切に対応するため、計画的に駐車場を配置するとともに、周辺住宅地からの交通利便性を向上させるため、鉄道駅周辺に自転車等駐車場を配置する。

また、大型貨物車両の路上駐車対策として、駐車・休憩等に係る施設の計画の具体化を図る。

## ③ 主要な施設の整備目標

### ア 整備水準の目標

情や社会経済状況の変化を踏まえ、良好な交通ネットワークの形成に資するように配置する。

## ② 主要な施設の配置の方針

### ア 道路

首都圏の南西部地域における業務核都市としての機能強化を図るとともに、広域交通に対処するため、「相模連携軸」、「県央東京連携軸」及び「横浜足柄連携軸」とあわせた交通軸の形成を図る。とともに、市内各地域の連絡を強化し市域の一体化を図り、市域内の交通流動を円滑にするため、放射方向の整備とともに環状方向の機能強化を図る道路網整備を進め、放射・環状型のネットワークの形成を図る。

そのため、自動車専用道路については、1・2・1 第二東名自動車道、1・3・1 さがみ縦貫道路(首都圏中央連絡自動車道)、1・4・1 厚木秦野道路、国道271号(小田原厚木道路)及び(仮称)厚木PAスマートインターチェンジを配置し、国道246号バイパスは計画の具体化を図る。

主要幹線道路については、3・3・1 平塚相模原線、3・3・2 本厚木上荻野線、3・3・3 伊勢原横浜線、3・3・4 上今泉岡津古久線、3・3・6 座間荻野線、3・3・7 厚木環状4号線、3・4・3 東京沼津線、3・4・5 246号船子線、3・4・6 旭町松枝町線、3・4・7 厚木バイパス線及び3・4・8 本厚木下津古久線を配置し、3・3・7 厚木環状4号線の延伸部については、計画の具体化を図る。

幹線道路については、3・3・5 厚木環状3号線、3・4・4 厚木環状1号線、3・4・10 尼寺原幹線、3・4・11 厚木環状2号線、3・4・12 酒井長谷線、3・4・15 溝野日影坂上線、3・4・17 船子飯山線及び3・6・3 社家岡田線などを配置し、(仮称)上古沢煤ヶ谷線、3・4・4 厚木環状1号線及び3・4・17 船子飯山線の延伸部については、計画の具体化を図る。

### イ 都市高速鉄道等

持続可能な地域社会の確立と市民生活の質の向上を図るため、今後の都市高速鉄道の新線計画について調整を図る。

### ウ 駅前広場等

本厚木駅及び愛甲石田駅においては、良好な環境を確保し、利用者の利便性、快適性及び安全性の向上を図るため、駅前広場等を配置する。

### エ 駐車場

中心市街地においては、自動車駐車需要に適切に対応するため、計画的に駐車場を配置し、鉄道駅周辺に周辺住宅地からの利便性を向上させるため、自転車等駐車場を配置する。

また、本厚木駅周辺の駐車場整備地区においては、今後の駐車場整備計画の策定により適切な目標を定め、一時預かり駐車場の整備を図る。

## ③ 主要な施設の整備目標

### ア 整備水準の目標

道路網については、将来的におおむね  $3.5 \text{ km}/\text{km}^2$  となることを目標として整備を進める。

#### イ おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は、次のとおりとする。

交通施設の種類	交通施設の名称
自動車専用道路	1・4・1 厚木秦野道路
主要幹線道路	3・3・1 平塚相模原線 <u>3・3・4 上今泉岡津古久線</u> 3・3・6 座間荻野線 <u>3・4・6 旭町松枝町線</u>
幹線道路	3・3・5 厚木環状 3 号線 3・4・8 本厚木下津古久線 3・4・10 尼寺原幹線 3・4・11 厚木環状 2 号線 3・4・12 酒井長谷線 3・4・17 船子飯山線
交通広場	厚木バスセンター
駅前広場	<u>本厚木駅北口駅前広場</u> <u>愛甲石田駅駅前広場</u>

おおむね 10 年以内に都市計画を定める施設、着手予定、整備中及び供用する施設を含む。

#### (2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

##### ① 下水道及び河川の整備・保全の方針

下水道については、都市の健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全並びに浸水被害を防除するため、河川整備との連携や相模川流域別下水道整備総合計画との整合を図りながら、流域関連公共下水道の整備を進める。

河川については、都市の安全性を高めるため、河川整備や適切な維持管理により、治水機能の向上等を図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然にやさしい河川づくりを推進する。

また、流域治水プロジェクトに取り組む流域については、河川管理者、下水道管理者及び流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策に取り組む。

なお、既存の施設については、適時適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、耐震化対策を進める。

また、老朽化した施設については、改築等により機能更新を図る。

##### ② 主要な施設の配置の方針

###### ア 下水道

本区域の流域関連公共下水道については、相模川流域下水道との整合を図りながら、下水道の整備を進める。

道路網については、将来的におおむね  $3.5 \text{ km}/\text{km}^2$  となることを目標として整備を進める。

#### イ おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は、次のとおりとする。

交通施設の種類	交通施設の名称
自動車専用道路	<u>1・2・1 第二東名自動車道</u> 1・4・1 厚木秦野道路 <u>(仮称)厚木PAスマートインターチェンジ</u>
主要幹線道路	3・3・1 平塚相模原線 3・3・6 座間荻野線
幹線道路	3・3・5 厚木環状 3 号線 3・4・8 本厚木下津古久線 3・4・10 尼寺原幹線 3・4・11 厚木環状 2 号線 3・4・12 酒井長谷線 3・4・17 船子飯山線
交通広場	<u>3・6・1 中町北停車場線(厚木バスセンター)</u>
駅前広場	<u>3・5・2 厚木停車場旭町線(本厚木駅南口駅前広場)</u>

おおむね 10 年以内に都市計画を定める施設、着手予定、整備中及び供用する施設を含む。

#### (2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

##### ① 下水道及び河川の整備・保全の方針

下水道については、都市の健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全並びに浸水被害を防除するため、河川整備との連携や、引き継ぎ、相模川流域別下水道整備総合計画との整合を図りながら、流域関連公共下水道の整備を進める。

河川については、都市の安全性を高めるため、河川整備や適切な維持管理により、治水機能の向上等を図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然に優しい河川づくりを推進する。

##### ② 主要な施設の配置の方針

###### ア 下水道

本区域の流域関連公共下水道については、相模川流域下水道との整合を図りながら、下水道の整備を進める。また、整備済みの区域についても、施設の機能更新、浸水対策を行い、

**イ 河川**

一級河川相模川及び中津川については、河川整備計画に基づく整備や適切な維持管理を行う。

一級河川荻野川、小鮎川、玉川等については、河川の整備計画に基づく整備や適切な維持管理を行う。

**③ 主要な施設の整備目標****ア 整備水準の目標****(ア) 下水道**

おおむね 20 年後には、都市計画を定めた区域全域の整備を図るものとする。

なお、整備済みの区域についても、施設の機能更新、浸水対策を行い、更なる整備水準の向上を図る。

**(イ) 河川**

一級河川相模川については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため、河川整備や適切な維持管理を行い、治水対策を進める。

また、一級河川中津川、荻野川、小鮎川、玉川等については、老朽化した護岸の修繕や河床整理などを行い、良好な水準に保つとともに、現地の状況に応じて整備を行う。

**イ おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設**

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は、次のとおりとする。

**(ア) 下水道**

流域関連公共下水道については、相模川流域下水道との整合を図りながら、引き続き市街化区域内の未整備区域の整備を進める。また、老朽化した施設については、適切な維持管理に努めるため、改築及び耐震化等による機能更新を図る。

**(イ) 河川**

一級河川相模川については、河川整備計画に基づき、堤防や護岸の整備を行う。

**(2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針****① その他の都市施設の整備・保全の方針**

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の向上を図るため、ごみ処理施設等及び火葬場を適正に配置する。

**② 主要な施設の配置の方針****ア ごみ処理施設等**

厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画に基づき、ごみ処理施設を配置する。

また、資源化等を行う施設について計画的具体化を図る。

**イ 火葬場**

火葬場を配置する。

更なる整備水準の向上を図る。

**イ 河川**

一級河川相模川、中津川、荻野川、小鮎川及び玉川については、河川の整備計画に基づく整備や適切な維持管理を行う。

**③ 主要な施設の整備目標****ア 整備水準の目標****(ア) 下水道**

おおむね 20 年後には、都市計画を定めた区域全域の整備を図るものとする。

**(イ) 河川**

一級河川相模川については、150 年に一度の降雨に対応できるよう、堤防及び護岸の整備や、適切な維持管理を行う。

また、一級河川中津川、荻野川、小鮎川、玉川については、老朽化した護岸の修繕や河床整理などを行い、良好な水準に保つとともに、現地の状況に応じて整備を行う。

**イ おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設**

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は、次のとおりとする。

**(ア) 下水道**

流域関連公共下水道については、相模川流域下水道との整合を図りながら、引き続き市街化区域内の未整備区域の整備を進める。また、老朽化した施設については、適切な維持管理に努めるため、改築及び耐震化等による機能更新を図り、合流式下水道においては、雨天時における浸水被害の軽減を図るため、施設整備を進める。

**(イ) 河川**

一級河川相模川については、河川の整備計画に基づき、堤防や護岸の整備を行う。

**(2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針****① その他の都市施設の整備・保全の方針**

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の向上を図るため、市街地の形成状況、人口動態に対応し、かつ長期的展望に立ち、ごみ処理施設の整備を図る。

**② 主要な施設の配置の方針****ア ごみ処理施設**

厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画に基づき、ごみ処理施設を配置する。

**イ 火葬場**

火葬場を配置する。

**③ 主要な施設の整備目標**

おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設は、次のとおりとする。

**ア ごみ処理施設**

厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画に基づき、ごみ焼却施設及び粗大ごみ(破碎)施設整備の計画の具体化を図り、整備を促進する。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、広域交通の整備により市街地は本厚木駅周辺から放射状に広がるとともに、交通条件や地形的条件の優位性から産業機能の集積が進み、広域拠点都市として発展を遂げてきた。さらに、新たな高規格幹線道路等の整備により交通利便性は飛躍的に向上することが予測され、それに対応する都市基盤整備を計画的に実施し、都市機能の一層の充実を図る必要がある。また、住宅地についても首都圏近郊の住宅需要や居住水準の向上等に対応する計画的な住宅地の供給が必要とされている。

したがって、本区域においては、次のような基本方針のもとに地区整備、都市施設の整備を行い、計画的かつ効率的な市街地整備を進めていくものとする。

ア 中心市街地

商業・業務機能の高度化、環境改善及び活性化を目的とした土地の高度利用を促進し、居心地が良く、歩きたくなる市街地の形成を図る。

イ 周辺部の市街地

道路等根幹的都市施設の整備を促進するとともに公共公益施設等を適正に配置し、あわせて地区計画等の規制・誘導により市街地の整備を図るものとする。

ウ 新市街地

新市街地においては、土地区画整理事業等の面的整備により市街地の整備を図るものとする。

② 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施することを予定している主要な事業は、次のとおりとする。

事業の種類	地区的名称
市街地再開発事業	<u>本厚木駅北口地区</u> <u>愛甲石田駅地区</u>
土地区画整理事業	<u>南部産業拠点(酒井地区)</u> <u>愛甲石田駅地区</u>

おおむね 10 年以内に都市計画を定める地区、着手予定、施行中及び完成を予定する事業を含む。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、広域交通の整備により市街地は本厚木駅周辺から放射状に広がるとともに、交通条件や地形的条件の優位性から産業機能の集積が進み、広域拠点都市として発展を遂げてきた。さらに、新たな高規格幹線道路等の整備により交通利便性は飛躍的に向上することが予測され、それに対応する都市基盤整備を計画的に実施し、都市機能の一層の充実を図る必要がある。また、住宅地についても首都圏近郊の住宅需要や居住水準の向上等に対応する計画的な住宅地の供給が必要とされている。

したがって、本区域においては、次のような基本方針のもとに地区整備、都市施設の整備を行い、計画的かつ効率的な市街地整備を進めていくものとする。

ア 中心市街地

商業業務機能の高度化、環境改善及び活性化を目的とした土地の高度利用を促進する。

イ 周辺部の市街地

道路等根幹的都市施設の整備を促進するとともに公共公益施設等を適正に配置し、あわせて地区計画等の規制・誘導により市街地の整備を図るものとする。

ウ 新市街地

新市街地においては、土地区画整理事業等の面的整備により市街地の整備を図るものとする。

② 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施することを予定している主要な事業は、次のとおりとする。

事業の種類	地区的名称
市街地再開発事業	<u>本厚木駅南口地区</u> <u>中町2-2周辺地区</u> <u>中町2丁目E地区</u> <u>愛甲石田駅南口地区</u>
土地区画整理事業	<u>愛名・飯山・温水地区</u> <u>愛甲石田駅南口地区</u> <u>森の里東地区</u>

おおむね 10 年以内に都市計画を定める地区、着手予定、施行中及び完成を予定する事業を含む。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 緑地・オープンスペース等の整備・保全の方針

本区域は、丹沢山系の緑豊かな山地と相模川などの自然環境に恵まれており、経済・余暇活動、防災対策、生物多様性回復等の観点からもこれらの自然環境を保全しつつ、次の方針により緑地等の整備を積極的に行う。

また、地球温暖化防止等の観点から、CO₂削減の吸収源として、森林の適正な維持管理を推進する。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 緑地・オープンスペース等の整備・保全の方針

地球温暖化防止の観点から、CO₂削減の吸収源として、森林の適正な維持管理を推進する。また、緑地の保全、都市緑化に向けて、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、以下の諸点を基本方針として、系統的配置を行う。

ア 丹沢の自然を育む豊かな緑の風を感じられる街づくり

進する。

なお、都市計画公園・緑地等については、その必要性や配置の検証など見直しを行い、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、良好な緑のネットワークの形成に資するように配置する。

#### ア 丹沢の自然を育む豊かな緑の風を感じられる自然環境と共生するまちづくり

丹沢の自然を水源とする清流の連続性や丘陵、台地に続く斜面緑地等の自然性の高い緑地の連続性を確保し、市街地そして相模川までの緑の道を創出する。

#### イ 生物多様性に配慮した自然豊かな緑と水辺の保全と緑のネットワークづくり

豊かな自然を水源とする清流の水辺を、より自然性の高い緑地環境として再生し、相模川の自然と丹沢の自然をつなぐ“水の自然回廊”として位置付けるとともに、河川に面した緑地の維持や新たな創出による拡大を図る。

また、自然豊かな緑と水辺環境を守り、生物多様性の保全を図る。

#### ウ 市民が親しめる緑地環境の創出と市民自身が育み、自然を学び、楽しむことのできる緑づくり

公園緑地や公共施設における緑化事業に、市民が気軽に参加できるシステムを整備するとともに、市民・事業者と行政との協働による緑づくりを展開する。特に、教育施設での積極的な緑化活動を進め、自然環境学習のできる施設内緑化の推進や緑化活動への参加を促進する。

#### エ 防災機能の充実を図り、安心、安全で快適な美しい緑地環境の提供

市街地及び周辺での大規模緑地の確保や公共施設緑地による防災機能の向上を図るとともに、地域の避難場所となる防災機能を備えた公園を確保する。

#### オ 社会情勢の変化を見据えた、公園等の整備の推進及び既存公園・広場等の利活用の活性化

少子高齢化等の社会情勢の変化に応じて、既存の公園・広場の利活用を一層推進する。

また、公共施設空間の緑化の充実等により、日常的な生活空間に身近な自然を育む緑を提供する。

## ② 主要な緑地の配置の方針

#### ア 環境保全系統の配置の方針

西北部一帯に広がる丹沢大山国定公園、丹沢大山自然公園及び飯山白山森林公園並びにこれらの周辺地区は、今後とも市民の憩いの場として保全を図る。

自然林、二次林及び屋敷林は、自然性の高い樹林地として保全を図る。

大山山麓から続く緑地を本区域の西側の外郭を形成する緑の帯に位置付け、動植物の保護など環境の保全を図る。また、本区域の6河川(相模川、中津川、荻野川、小鮎川、玉川及び恩曾川)をエコロジカルネットワークの主軸に位置付け、自然環境の維持を図る。

市街地と農地を画す斜面に残された樹林地は、地域の景観を特色付けるとともに、市街地近傍の生物多様性の場として維持・保全を図る。

あわせて、河川等の水辺環境、農地、社寺林などの既存緑地空間により構成される天然の環境調節機能をいかすとともに、公園緑地との一体化や連続化により、緑地規模の拡大を図り、クールアイランドの増進・創出を目指す。

#### イ レクリエーション系統の配置の方針

丹沢の自然を水源とする清流の連続性や丘陵、台地に続く斜面緑地等の自然性の高い緑地の連続性を確保し、市街地そして相模川までの緑の道を創出する。また、身近な自然を育む緑の提供、公共施設の緑化の充実を図るとともにビオトープなどの新たな緑づくりの先導役を担う。

#### イ 自然性豊かな水辺を市民が親しめる緑地環境としての提供

豊かな自然を水源とする清流の清らかな河川の水辺を、より高い緑地環境として再生し、相模川の自然と丹沢の自然をつなぐ“水の自然回廊”として位置付ける。また、川風の通り道としての機能維持を図るため、河川に面した緑地の維持や新たな創出による拡大を図る。

#### ウ 市民自身が育み、自然を学び、楽しむことのできる緑づくり

公園緑地や公共施設における緑化事業に、市民が気軽に参加できるシステムづくりを始め、教育施設での積極的な緑化活動を進め、自然環境学習のできるビオトープの推進や緑化活動への参加を促進する。

#### エ 防災機能の充実を図り、安全性を確保できる緑地の提供

市街地及び周辺での大規模緑地の確保や公共施設緑地による防災機能の向上を図るとともに、それらを結ぶ避難路を確保する。

#### オ 良好な緑のネットワークの形成

都市計画公園緑地等については、その必要性や配置の検証など見直しを行い、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、良好な緑のネットワークの形成に資するように配置する。

## ② 主要な緑地の配置の方針

#### ア 環境保全系統の配置の方針

西北部一帯に広がる丹沢大山国定公園、丹沢大山自然公園及び飯山白山森林公園並びにこれらの周辺地区は、今後とも市民の憩いの場として保全を図る。

自然林、二次林及び屋敷林は、自然性の高い樹林地として保全を図る。

大山山麓から続く緑地を厚木市の西側の外郭を形成する緑の帯に位置付け、動植物の保護など環境の保全を図る。また、相模川及び中津川をエコロジカルネットワークの軸に位置付け、自然環境の維持を図る。

荻野川、小鮎川、恩曾川及び玉川の河川と河川沿いの農地及び斜面緑地は、回廊機能を担う空間として位置付け、河川環境の整備、優良な農地の保全と併せて、斜面緑地の自然性の増進と保全を図る。

河川等の水辺環境、農地、社寺林などの既存緑地空間により構成される天然の環境調節機能をいかすとともに、公園緑地との一体化や連続化により、緑地規模の拡大を図り、クールアイランドの増進・創出を目指す。

住区基幹公園は、市民の身近なふれあいの場となるよう、適切な規模で整備効果の高い配置を図る。また、睦合地区に、水と緑のふれあい拠点として(仮称)睦合水辺公園を配置する。都市基幹公園は、5・4・1厚木西公園を配置し機能を維持するとともに、6・5・1中荻野総合運動公園を配置し機能を充実させるものとする。また、青少年の健全な育成や地域社会の再生等に資するスポーツ・レクリエーション施設について計画的具体化を図る。

河川の堤防上等の歩道化、道路の緑化、斜面緑地での散策路等の整備を進め、回廊空間の形成を図るとともに、各施設の利用ネットワークとして整備を図る。

丹沢山麓などのハイキングルートと市街地内の緑化道路などを連続させ、自然を身近なレクリエーションの場としていくとともに、自然豊かな資源をいかした環境学習の場としての活用を図る。

河川敷のスポーツ施設は、重要なレクリエーション空間として、今後も自然性の高い水辺環境を保全しつつ、施設の整備を推進する。また、水辺環境の自然を楽しむことができる散策路や観察施設等の整備を推進する。

#### ウ 防災系統の配置の方針

広域避難場所の機能を担う緑地として、5・4・1厚木西公園を防災公園として配置するとともに、広域避難場所でカバーしきれていない北部において、防災機能を備えた(仮称)北部地区公園を整備する。

斜面緑地は、斜面地形の保全機能や火災時の防火帯としての機能を維持していくため、自然景観の確保に配慮した保全・活用に努める。

各河川の山地・山麓における緑地、農地は、保水・遊水機能の確保のため保全に努める。

都市基盤が未整備のまま住宅等が集積している密集市街地は、沿道建築物の不燃化促進、幹線道路の整備とあわせた公園・緑道等の整備により、既存の不燃化スペースを連たんさせ、延焼の遅延・防止を図る。

また、道路の緑化により延焼遮断機能の強化を図る。

#### エ 景観構成系統の配置の方針

大山、鐘ヶ嶽、白山等の山頂は、厚木市のシンボル空間として自然景観の保全に努める。

また、市民に潤いとやすらぎを与える里地景観の維持・保全に努めるとともに、鳩尾山や丹沢大山の麓に広がる丘陵地は、里山景観の維持・保全を図る。

計画的な住宅地や産業地がつくる自然や周辺景観と調和した開発は、新しい里山景観と位置付け、保全・育成に努める。

市街化区域と市街化調整区域を区分し、平地部と台地部を画する斜面緑地は、地域制緑地の指定や公有地化も含め、その保全・活用に努める。

都市地域においては、公園整備により緑を創出するとともに、緑地空間の維持・増加を図る。

また、厚木市の顔となる本厚木駅周辺や愛甲石田駅周辺、東名高速道路厚木インターチェンジ周辺等は、公共施設・道路・民有地等の緑化を進め、都市景観の形成に努める。

本区域の6河川は、河川沿いの水田や斜面緑地とともに、厚木市を特徴付ける景観を形成しており、地域の景観の骨格として位置付け、自然景観の保全・創出に努める。

#### イ レクリエーション系統の配置の方針

住区基幹公園では、適切な規模の街区公園、近隣公園及び地区公園を配置し、子供の遊び場や青少年又は高齢者の身近な運動、休養の場の整備を図る。都市基幹公園は、6・5・1中荻野総合運動公園に加え、(仮称)睦合水辺運動公園を配置する。さらに、5・4・1厚木西公園のほかに北部地域に(仮称)北部総合公園を配置する。

河川の堤防上等の歩道化、道路の緑化、斜面緑地での散策路等の整備を進め、回廊空間の形成を図るとともに、各施設の利用ネットワークとして整備を図る。

丹沢山麓などのハイキングルートと市街地内の緑化道路などを連続させ、自然を身近なレクリエーションの場としていくとともに、自然豊かな資源を生かした環境学習の場としての活用を図る。

河川敷のスポーツ施設は、重要なレクリエーション空間として、今後も自然性の高い水辺環境を保全しつつ、施設の整備を推進する。また、水辺環境の自然を楽しむことができる散策路や観察施設等の整備を推進する。

#### ウ 防災系統の配置の方針

広域避難場所の機能を担う緑地として、5・4・1厚木西公園を防災公園として配置するとともに、東部、北部及び南部に配置する。

避難場所となる小中学校の緑化や近接する地区公園等と一体的な整備を図り、防災機能の向上に努める。また、公共施設では防災緑地帯の整備に努めるとともに、隣接して新たな公園緑地を配置する。

歩行者専用道路や緑道整備による避難路としての機能充実を図る。

斜面緑地は、斜面地形の保全機能や火災時の防火帯としての機能を維持していくため、自然景観の確保に配慮した保全・活用に努める。

各河川の山地・山麓における緑地、農地については、保水・遊水機能の確保のため保全に努める。

都市基盤が未整備のまま住宅等が集積している密集市街地の不燃化の促進を図るため、沿道建築物の不燃化促進、幹線道路整備と併せて公園・緑道等の整備により、不燃化スペースを連たんさせ、延焼の遅延・防止を図る。

#### エ 景観構成系統の配置の方針

農地と集落が広がる田園景観は厚木らしいふるさとの緑や風景として保全に努める。

身近な自然と集落が一体となる里山景観は、田園景観と同様に厚木らしいふるさとの緑や風景として保全に努める。

計画的な住宅地や産業地がつくる自然や周辺景観と調和した開発は新しい里山景観と位置付け、保全・育成に努める。

大山、鐘ヶ嶽、白山、高松山、鳩尾山など市民のシンボルとなり、眺望の場となる山頂は、自然公園、森林地域のほか、都市計画制度の活用も含めて、今後とも景観の保全・育成に努める。

市域の西側の外郭を形成し、自然や景観の帶となっている山並や、東側の外郭として境界となっている相模川などの景観は、代表的なふるさとの緑や景観として保全に努める。

地域の背景となる斜面緑地は、市街化区域と市街化調整区域を区分し、平地部と台地部を

<p><b>③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針</b></p> <p><b>ア 樹林地の保全と活用</b></p> <p>(ア) 特別緑地保全地区</p> <p>依知、下川入、三田地区等の自然環境を有する区域において、保全を図る。</p> <p><b>イ 農地の保全と活用</b></p> <p>(ア) 生産緑地地区</p> <p>防災・減災、地域振興、環境保全など多面的な機能を有する生産緑地地区を計画的に保全する。</p> <p><b>ウ 公園緑地等の整備</b></p> <p>(ア) 住区基幹公園</p> <p>人口密度や誘致圏域のほか、地形特性を踏まえ、身近な街区公園、近隣公園及び地区公園を適切に配置する。</p> <p>(イ) 都市基幹公園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合公園</li> <li>5・4・1 厚木西公園を引き続き配置し、防災空間としての機能を維持する。</li> <li>・運動公園</li> <li>6・5・1 中荻野総合運動公園を配置し、スポーツ・レクリエーション機能の集積・拡大を図る。</li> </ul> <p>(ウ) 特殊公園</p> <p>1号愛名緑地と2号小町緑地を結ぶ高松山周辺に風致公園を配置する。</p> <p>(エ) 広域公園</p> <p>9・6・1 七沢森林公園を引き続き配置する。</p> <p>(オ) 都市緑地</p> <p>既に整備された森の里周辺等の緑地を引き続き保全するとともに、相模川沿いに(仮称)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

分ける「清流の手のひら」をかたち造る厚木市の特徴的な緑であり、また、環境保全上のエコロジカルネットワークの一環としても、急傾斜地崩壊等の防災上の視点からも重要な緑地であることから、地域制緑地の指定や公有地化も含め、その保全に努める。

厚木市の6河川(相模川、中津川、荻野川、小鮎川、玉川及び恩曾川)は、河川沿いの農地や斜面緑地とあいまって、厚木市を特色付ける景観を形成しており、今後とも修景護岸等の整備を行いつつ、地域の自然の骨格(軸)として景観の保全に努める。

本厚木駅周辺地区、愛甲石田駅周辺地区、東名高速道路厚木インターチェンジ周辺地区等は厚木市の顔となる地域であり、公共施設・道路・民有地等の緑化を進め、都市景観の形成に努める。

#### オ 地域の特性に応じた配置の方針

放射型を形成する緑地は、6河川と両岸に広がる農地及び斜面緑地によって構成する。

環状型を形成する緑地は、計画されている環状の都市計画道路及びその他の道路沿いの緑地によって形成する。

市街地周辺においては、斜面緑地など既存の緑の保全を推進するとともに、山地・山麓においては、緑の拠点を設けて既存の緑の保全を図る。

#### ③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針

##### ア 樹林地の保全と活用

###### (ア) 特別緑地保全地区

依知、下川入、三田地区等の自然環境を有する区域において、保全を図る。

##### イ 農地の保全と活用

###### (ア) 生産緑地地区

優れた緑地機能を有する市街化区域内農地等を計画的に保全する。

##### ウ 公園緑地等の整備

###### (ア) 住区基幹公園

人口密度や誘致圏域のほか、地形特性を踏まえ、身近な街区公園、近隣公園及び地区公園を適切に配置する。

###### (イ) 都市基幹公園

###### ・総合公園

南部地域では、5・4・1 厚木西公園を引き続き配置し、防災空間としての機能の充足・拡大に努める。

北部地域では、中津川右岸沿いに(仮称)北部総合公園を配置する。

###### ・運動公園

6・5・1 中荻野総合運動公園のほか、荻野川と小鮎川の合流部に(仮称)睦合水辺運動公園を配置する。

###### (ウ) 特殊公園

1号愛名緑地と2号小町緑地を結ぶ高松山周辺に風致公園を配置する。

###### (エ) 広域公園

既に整備された9・6・1 七沢森林公園を引き続き配置する。

###### (オ) 都市緑地

相模三川緑地を配置する。

#### ④ 主要な緑地の確保目標

##### ア 緑地の確保目標水準

おおむね 20 年後までに、都市計画区域の約 72.1% (約 6,768ha)を、都市公園などの施設緑地や特別緑地保全地区などの地域制緑地等により、緑のオープンスペースとして確保する。

##### イ おおむね 10 年以内に指定することを予定する主要な地域地区又は整備することを予定する主要な公園緑地等

おおむね 10 年以内に指定している主要な地域地区、または整備することを予定している主要な公園緑地等は、次のとおりとする。

地域地区、公園緑地等の種別	地域地区、公園緑地等の名称
公園緑地等 公園	(仮称) 北部地区公園

おおむね 10 年以内に都市計画決定、変更、整備予定、整備中及び供用する施設を含む。

#### ウ 主な地域地区・公園緑地等の確保目標

主な地域地区、公園緑地等の目標面積(既指定分を含む)は、次のとおりとする。

特別緑地保全地区	<u>41ha</u>
住区基幹公園	69ha
都市基幹公園	<u>33ha</u>
広域公園	65ha
緑地	<u>64ha</u>

既に整備された森の里周辺の緑地を引き続き保全するとともに、相模川沿いに(仮称)相模三川緑地を配置する。また、計画的な市街地整備が行われている森の里東地区に、4号下古沢緑地を配置する。

#### ④ 主要な緑地の確保目標

##### ア 緑地の確保目標水準

おおむね 20 年後までに、都市計画区域の約 36% (約 3,356ha)を、都市公園などの施設緑地や特別緑地保全地区などの地域制緑地等により、緑のオープンスペースとして確保する。

##### イ おおむね 10 年以内に指定することを予定する主要な地域地区又は整備することを予定する主要な公園緑地等

おおむね 10 年以内に指定している主要な地域地区、または整備することを予定している主要な公園緑地等は、次のとおりとする。

地域地区、公園緑地等の種別	地域地区、公園緑地等の名称
公園緑地等 公園	(仮称) 北部地区公園
緑地	<u>1号愛名緑地</u> <u>4号下古沢緑地</u>

おおむね 10 年以内に都市計画決定、変更、整備予定、整備中及び供用する施設を含む。

#### ウ 主な地域地区・公園緑地等の確保目標

主な地域地区、公園緑地等の目標面積(既指定分を含む)は、次のとおりとする。

特別緑地保全地区	<u>0.2ha</u>
住区基幹公園	69ha
都市基幹公園	<u>43ha</u>
広域公園	65ha
緑地	<u>79ha</u>

#### 4 都市防災に関する都市計画の決定の方針

##### (1) 基本方針等

###### ① 基本方針

本区域は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域及び首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策区域に指定された地域であり、また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されているなど、浸水、がけ崩れ又は火災の延焼等による被害の発生が予測されることから、都市防災対策のうち、震災対策を重点項目として取り組む必要がある。

そこで、高齢者・障がい者等の区別なく、誰もが安心して安全に暮らせる災害に強い都市を目指して、「防災機能を向上させる都市づくり」、「都市機能を維持・継続する都市づくり」及び「市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり」を推進するものとする。

なお、具体的な施策を進めるに当たっては、大規模災害から命を守るために、災害リスク情報として既に整備されている各種ハザードマップ等を土地利用、防災基盤施設、市街地整備といった今後の都市づくりに反映するとともに、自助・共助の取組と連携し、防災と減災を明確に意識した都市づくりを推進する。

また、大規模な災害への備えとして、復興まちづくりの事前の準備を推進する。

##### (2) 都市防災のための施策の概要

###### ア 火災対策

都市の不燃化及び延焼の拡大防止を図るために、広域的な見地及び地域の特性を十分考慮して防火地域、準防火地域を指定するとともに、土地利用の規制・誘導によって市街地の無秩序な拡大を抑制する。

また、本厚木駅周辺及びその他都市基盤が未整備のまま住宅等が集積している密集市街地の不燃化を図るために、沿道建物の不燃化の促進、幹線道路の整備、公園・緑道等の整備により、既存の不燃スペースを連たんさせ、延焼の遅延・阻止を図る。

特に、人口密度が高く、かつ、区画街路が未整備の地区においては、住宅市街地総合整備事業等を促進する。

###### イ 地震対策

震災による被害を未然に防ぐ、あるいは最小限とするために、個々の建築物やライフラインの耐震性を確保する各種施策を展開する。

また、区域内の地形地質の性状等から、地震による揺れやすさ、活断層の有無、液状化の可能性、土砂災害の可能性等を検討し、その情報を提供することによって、市民の防災意識の向上を図り適正な土地利用へ誘導するとともに、各種地震対策を推進する。

なお、老朽建築物の密集地区や道路が未整備なために消火活動・避難活動が困難な地区においては、建築等の機会をとらえて防災空間の確保や細街路の解消を図るとともに、これらの地区が連たんしている地区については、延焼を遮断する効果を持つ緑地、道路等を重点整備する。

さらに、道路の防災機能の向上や安全・快適な歩行空間の創出を図るために、無電柱化を推進する。

###### ウ 土砂災害対策

#### 4 都市防災に関する都市計画の決定の方針

##### (1) 基本方針等

###### ① 基本方針

本区域は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域及び首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策区域に指定された地域であり、また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されているなど、浸水、がけ崩れ又は火災の延焼等による被害の発生が予測されることから、都市防災対策のうち、震災対策を重点項目として取り組む必要がある。

そこで、高齢者・障害者等の区別なく、だれもが安心して居住することができる、災害に強い都市づくりを目指して、「災害危険を軽減する都市空間の創造」、「災害を防御し安全な避難地、緊急輸送路を確保する都市構造の創造」及び「安全で快適な都市環境の創造」を図るものとする。

なお、具体的な施策を進めるにあたっては、大規模災害からいのちを守るために、災害リスク情報として既に整備されている各種ハザードマップ等を土地利用、防災基盤施設、市街地整備といった今後の都市づくりに反映するとともに、自助・共助の取組と連携し、防災と減災を明確に意識した都市づくりを推進する。

##### (2) 都市防災のための施策の概要

###### ア 火災対策

都市の不燃化及び延焼の拡大防止を図るために、広域的な見地及び地域の特性を十分考慮して防火地域、準防火地域を指定するとともに、土地利用の規制・誘導によって市街地の無秩序な拡大を抑制する。

また、本厚木駅周辺及びその他都市基盤が未整備のまま住宅等が集積している密集市街地の不燃化を図るために、沿道建物の不燃化の促進、幹線道路の整備、公園・緑道等の整備により、既存の不燃スペースを連たんさせ、延焼の遅延・阻止を図る。

特に、人口密度が高く、かつ、区画街路が未整備の地区においては、住宅市街地総合整備事業等を促進する。

###### イ 地震対策

震災による被害を未然に防ぐ、あるいは最小限とするために、個々の建築物やライフラインの耐震性を確保する各種施策を展開する。

また、区域内の地形地質の性状等から、地震による揺れやすさ、活断層の有無、液状化の可能性、地滑りの可能性を検討し、その情報を提供することによって、住民の防災意識の向上を図り適正な土地利用へ誘導するとともに、地滑り対策を推進する。

なお、老朽建築物の密集地区や道路が未整備なために消火活動・避難活動が困難な地区においては、建築等の機会をとらえて防災空間の確保や細街路の解消を図るとともに、これらの地区が連たんしている地区については、延焼を遮断する効果を持つ緑地、道路等を重点整備する。

###### ウ 浸水対策

河川整備と下水道整備の連携にあわせ、雨水流出量を抑制するため、流域対策として、公共施設等への雨水貯留浸透施設整備、各戸貯留・浸透対策及び開発に伴う雨水貯留浸透施設

対策工事等のハード整備や避難対策、居住の誘導などのソフト施策に取り組むなど、ハード・ソフトの両面から対応するとともに、計画的な土地利用の推進などにより、土砂災害による被害を未然に防止する対策を推進するものとする。

#### エ 浸水対策

河川のはん濫を防ぐための河川整備、内水のはん濫を防ぐための下水道整備及び計画的な土地利用の推進、避難体制の強化などにより、流域治水への転換を進め、流域全体で総合的な浸水対策を図る。

また、居住誘導区域外においては、防災・減災対策を行うとともに、居住の緩やかな誘導により災害リスクを回避し、災害による被害の防止を図る。

#### オ 津波対策

沿岸部が津波被災にあった際、早期の復旧・復興を図るため、広域的な後方応援に当たり必要となるオープンスペースについて、大規模な都市公園などの活用を検討する。

また、後方応援拠点の機能の充実等に当たっては、沿岸部の被災地を迅速に応援できるよう応援体制を整備する。

#### カ 復興まちづくりの事前準備

災害が発生しても、できる限りスムーズに復旧・復興作業を行えるよう、事前に復旧・復興の手法の設定や体制を構築するための取組を進める。

また、復興訓練やワークショップの実施により、市民と一緒に復興後の将来像を定めるための取組を進める。

#### キ その他

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の情報を含め、自然災害のおそれのある地域における各種ハザードマップ等の周知により、自然災害を回避した土地利用を促進するとともに避難体制の確立を図り、それらの情報を踏まえ、防災と減災を明確に意識した自然災害に強い都市づくりを推進する。

設置を推進し、総合的な浸水被害対策を図る。

#### エ 津波対策

沿岸部が津波被災にあった際、早期の復旧・復興を図るため、広域的な後方応援にあたり必要となるオープンスペースについて、大規模な都市公園などの活用を検討する。

また、後方応援拠点の機能の充実等にあたっては、沿岸部の被災地を迅速に応援できるよう応援体制を整備する。

#### オ その他

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の情報を含め、自然災害の恐れのある地域における各種ハザードマップ等の周知により、自然災害を回避した土地利用を促進するとともに避難体制の確立を図り、それらの情報を踏まえ、防災と減災を明確に意識した自然災害に強い都市づくりを推進する。

(新)

【方針附図は別紙参照】

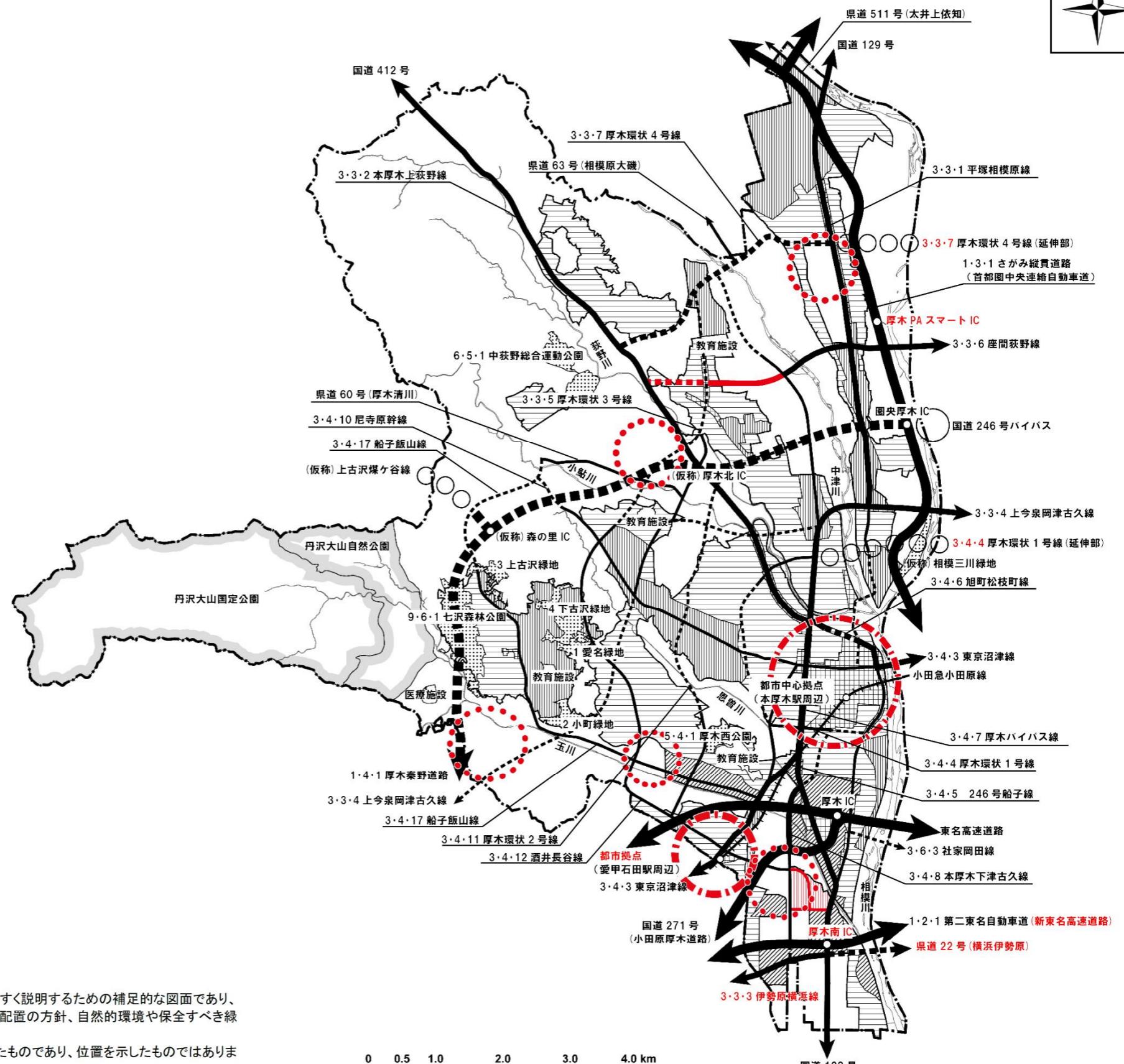
(旧)

【方針附図は別紙参照】

## 厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針附図（厚木市）



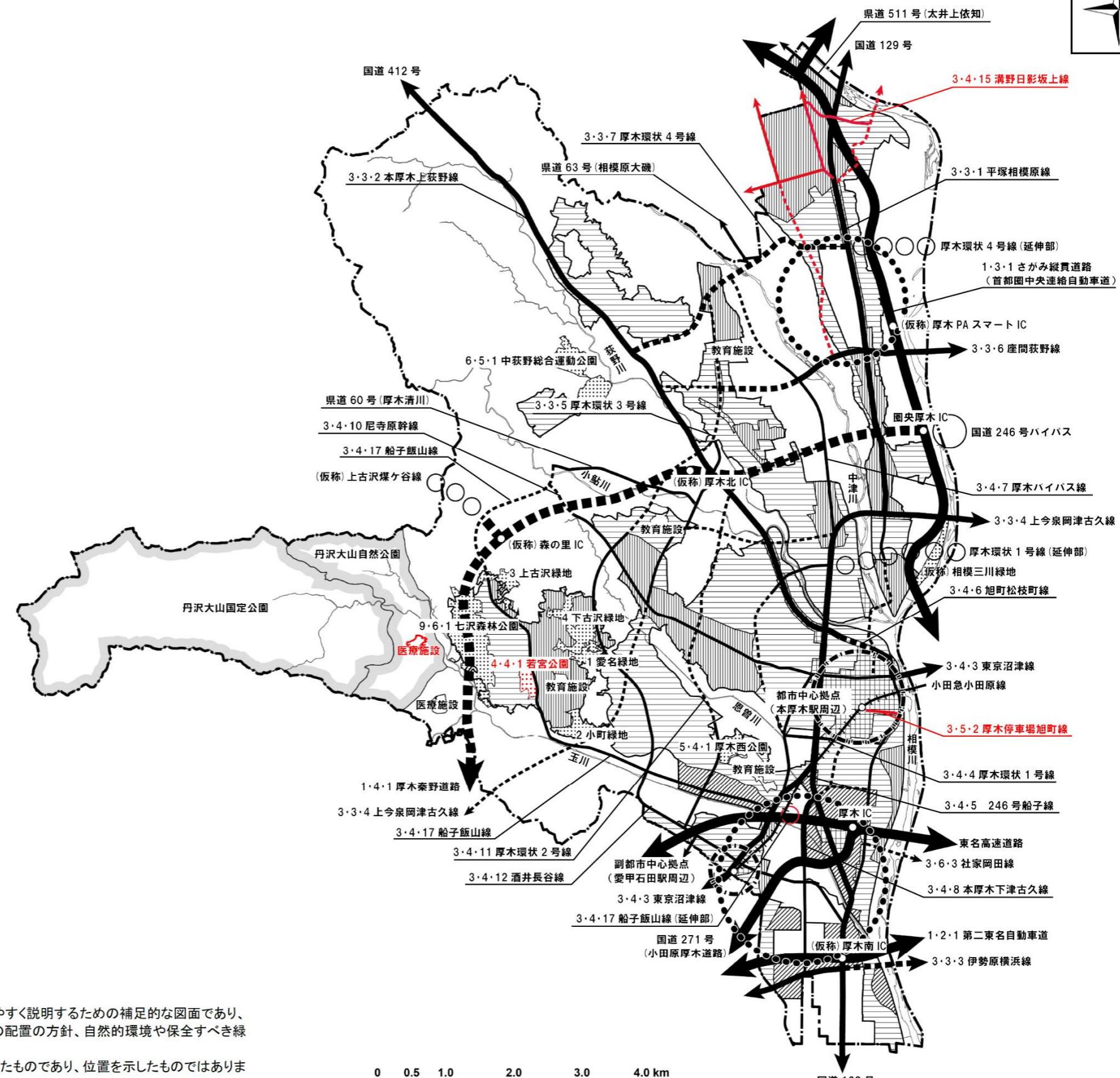
凡 例	
-----	都市計画区域
———	市街化区域
+++++	都市高速鉄道等(私鉄)
~~~~~	河川
————	自動車専用道路(整備済)
■■■■■	自動車専用道路(未整備)
○○○○	自動車専用道路(構想)
———	主要幹線道路(整備済)
·····	主要幹線道路(未整備)
———	幹線道路(整備済)
·····	幹線道路(未整備)
○○○○○	主要幹線道路・幹線道路(構想)
[■■■]	商業・業務地
[■■■■]	住宅地
[■■■■■]	工業地
[■■■■■■]	流通業務地
[■■■■■■■]	公園緑地等
[■■■■■■■■]	自然公園
△△△	大規模施設
○○○○○○	新市街地ゾーン
○○○○○○○	集約拠点



厚木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針附図（厚木市）



凡 例	
-----	都市計画区域
———	市街化区域
+++++	都市高速鉄道等(私鉄)
~~~~~	河川
————	自動車専用道路(整備済)
■■■■	自動車専用道路(未整備)
○○○○	自動車専用道路(構想)
———	主要幹線道路(整備済)
·····	主要幹線道路(未整備)
———	幹線道路(整備済)
·····	幹線道路(未整備)
○○○○○	主要幹線道路・幹線道路(構想)
□□□	商業・業務地
□□□	住宅地
□□□	工業地
□□□	流通業務地
□□□	公園緑地等
□□□	自然公園
△△△	大規模施設
○○○○○	新市街地ゾーン
○○○○○	集約拠点



※ 方針附図は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容をわかりやすく説明するための補足的な図面であり、市街地の範囲、主要な用途等の土地利用の方針、広域的、根幹的な交通体系の配置の方針、自然的環境や保全すべき緑地等の方針などをおおまかに示したものであります。

道路等の構想路線(○○で表示)については、おおむねのネットワークを表示したものであり、位置を示したものではありません。

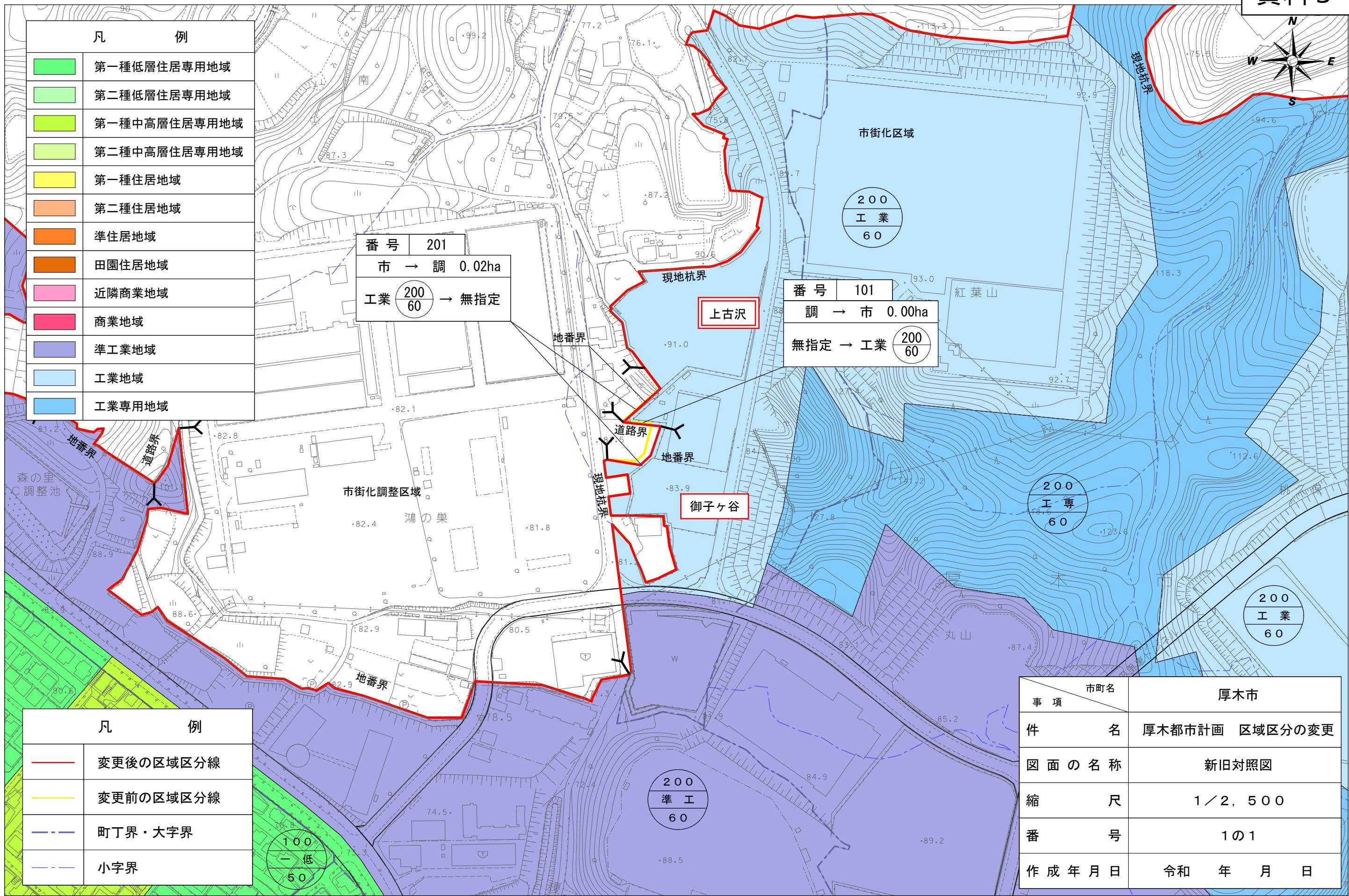
道路で、(未整備)には整備中のものも含まれます。

0 0.5 1.0 2.0 3.0 4.0 km

市町名	厚木市	地区名	森の里東地区	資料 3
-----	-----	-----	--------	------

資料 3

凡 例	
	第一種低層住居專用地域
	第二種低層住居專用地域
	第一種中高層住居專用地域
	第二種中高層住居專用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	田園住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業專用地域



**S=2,500**